

## 発行者情報

### 【表紙】

#### 【公表書類】

発行者情報

#### 【公表日】

2020年11月27日

#### 【発行者の名称】

株式会社ひかりホールディングス  
(Hikari Holdings Co., Ltd.)

#### 【代表者の役職氏名】

代表取締役社長 倉地 猛

#### 【本店の所在の場所】

岐阜県多治見市笠原町1223番地の14

#### 【電話番号】

(0572) 56-1212 (代表)

#### 【事務連絡者氏名】

管理部長 丹羽 直樹

#### 【担当 J-A d v i s e r の名称】

フィリップ証券株式会社

#### 【担当 J-A d v i s e r の代表者の役職氏名】

代表取締役 下山 均

#### 【担当 J-A d v i s e r の本店の所在の場所】

東京都中央区日本橋兜町4番2号

#### 【担当 J-A d v i s e r の財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】

<https://www.phillip.co.jp/>

#### 【電話番号】

(03) 3666-2101

#### 【取引所金融商品市場等に関する事項】

東京証券取引所 TOKYO PRO Market

なお、振替機関の名称及び住所は下記の通りです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

株式会社ひかりホールディングス

<https://h-holdings.jp/>

株式会社東京証券取引所

<https://www.jpx.co.jp/>

#### 【投資者に対する注意事項】

- 1 TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、第一部 第3 4 【事業等のリスク】において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
- 2 発行者情報を公表した発行者のその公表の時における役員（金融商品取引法（以下「法」という。）第21条第1項第1号に規定する役員（取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者）をいう。）は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
- 3 TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関

する有価証券上場規程の特例（以下「特例」という。）に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。

- 4 東京証券取引所は、発行者情報の内容（発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。）について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

## 第一部【企業情報】

### 第1【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

### 第2【企業の概況】

#### 1【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第3期	第4期	第5期
決算年月		2018年8月	2019年8月	2020年8月
売上高	(千円)	1,681,480	2,180,815	2,953,639
経常利益又は経常損失(△)	(千円)	△6,739	25,731	49,330
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	(千円)	△52,713	22,432	83,061
包括利益	(千円)	△52,493	22,914	80,973
純資産額	(千円)	134,727	157,422	237,956
総資産額	(千円)	878,400	1,538,211	2,157,025
1株当たり純資産額	(円)	503.91	590.97	899.88
1株当たり配当額 (うち1株当たり中間配当額)	(円)	— (—)	— (—)	— (—)
1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)	(円)	△211.32	86.05	318.61
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	(円)	—	—	—
自己資本比率	(%)	15.0	10.0	10.9
自己資本利益率	(%)	—	15.7	42.7
株価収益率	(倍)	—	—	—
配当性向	(%)	—	—	—
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	15,240	81,871	118,646
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	5,119	△325,921	△61,901
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△16,386	195,752	82,439
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	364,027	315,716	454,900
従業員数 (外、平均臨時雇用者数)	(人)	86 (9)	110 (10)	127 (20)

(注1) 売上高には、消費税等は含まれておりません。

(注2) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益について、第3期は1株当たり当期純損失であるため、第4期及び第5期は希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注3) 自己資本利益率について、第3期は親会社株主に帰属する当期純損失であるため、記載しておりません。

(注4) 株価収益率について、第3期は親会社株主に帰属する当期純損失であるため、第4期及び第5期は当社株式の売買実績がなく株価を把握できないため、記載しておりません。

(注5) 1株当たり配当額及び配当性向について、配当を行っていないため記載しておりません。

(注6) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、期中の平均人員を( )外数で記載しております。

(注7) 2017年12月7日付で普通株式1株につき100株の株式分割を行いましたが、第3期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)を算定しております。

## 2 【沿革】

当社（㈱ひかりHD）代表取締役社長倉地猛の実父である倉地暑久氏がタイルの卸売業を目的として1969年に創業した「倉地タイル商会」が当社グループの原点であり、倉地タイル商会を株式会社化した㈱ひかり工芸が「タイル・石材加工販売事業」を拡大しております。

2006年、㈱ノベルストーンジャパン（現 ㈱CFノベルストーン）を連結子会社化して「建材卸売事業」を開始しました。また、同年、㈱ネットを設立して「電気通信工事事業」を開始し、2016年、㈱トライを連結子会社化して同事業を拡大しております。さらに、2019年に㈱セラミックワンを連結子会社化し「タイル・石材建築工事事業」を開始しております。

2015年、多角化し、業容を拡大した当社グループの経営管理及び付帯業務を行うことを目的に、純粋持株会社として当社を設立いたしました。当社及び当社グループを構成する各社の沿革は以下の通りであります。

年月	事項
1969年4月	タイルの卸売業を目的として倉地タイル商会（個人事業）を岐阜県多治見市にて創業
1986年3月	倉地タイル商会がタイル・石材接着加工を開始し、第1工場を岐阜県多治見市に新設
2001年9月	倉地タイル商会を株式会社に組織変更し、㈱ひかり工芸を設立（資本金10,000千円）
2004年11月	倉地猛が㈱ひかり工芸の代表取締役に就任
2006年4月	倉地猛が建材卸売事業を営む㈱ノベルストーンジャパン（現 ㈱CFノベルストーン）株式を㈱エンレス・テック（北海道北斗市）より取得し連結子会社化
2006年6月	倉地猛が電気通信工事事業を目的として㈱ネットを岐阜県多治見市に設立
2008年4月	㈱ノベルストーンジャパンが第三者割当増資を実施し、㈱ひかり工芸が引受
2008年12月	㈱ノベルストーンジャパンが本社を岐阜県多治見市に移転
2009年9月	㈱ひかり工芸が第2工場を岐阜県多治見市に新設、タイル紙貼りラインの稼働を開始
2011年1月	関西圏の事業拡大に伴い㈱ケイズクラフト（タイル・石材加工業）を岐阜県多治見市に設立し、㈱ひかり工芸の連結子会社化
2012年4月	㈱ノベルストーンジャパンの東京営業所を東京都調布市に開設（2017年1月に東京都品川区へ、2019年1月に東京都大田区へ移転）
2012年5月	㈱ひかり工芸が第3工場を岐阜県多治見市に新設し、大型タイル加工ラインの稼働を開始
2015年3月	㈱ノベルストーンジャパンが生田倉庫を岐阜県多治見市に新設
2015年9月	株式移転により、㈱ひかり工芸及び㈱ケイズクラフトを完全子会社とする純粋持株会社㈱ひかりホールディングス（当社）を設立
2016年3月	㈱ネットが㈱トライ（電気通信工事事業）の株式を取得し（議決権比率100%）、当社の連結子会社化
2016年6月	当社が㈱ネットの株式を取得し、完全子会社化
2016年11月	㈱ストーンフリー（現 ㈱CI'Sイノベーションズ）を岐阜県多治見市に設立し、当社の連結子会社化（同年12月、当社が㈱ストーンフリーの株式を取得し、完全子会社化）
2017年2月	㈱ネットが10,000千円に資本金を増資
2017年12月	名古屋中小企業投資育成㈱に対して当社株式192株（株式分割後19,200株）を発行し、40,000千円に資本金を増資
2018年1月	㈱ケイズクラフトが本社兼新工場を岐阜県多治見市に新設
2018年5月	㈱東京証券取引所 TOKYO PRO Marketに上場
2018年11月	㈱ネットが横浜営業所（横浜市神奈川区）及び福岡営業所（福岡県糟屋郡粕屋町）を開設
2019年2月	当社がタイル工事業を営む㈱セラミックワンの株式を取得し、連結子会社化
2019年9月	当社がタイル工事業を営むスマート・ブリック㈱の株式を取得し、連結子会社化
2020年2月	建築写真撮影業を目的として㈱ミヤガワ東京を東京都中央区に設立
2020年6月	㈱ストーンフリーの商号を㈱CI'Sイノベーションズに、事業内容を保険代理店事業及びファイナンシャルアドバイザー事業に変更し、本社を東京都大田区へ移転
2020年8月	当社が、㈱ひかり工芸より㈱CFノベルストーンの全株式を、㈱ネットより㈱トライの全株式を取得し、㈱CFノベルストーン及び㈱トライを完全子会社化

### 3 【事業の内容】

当社グループは、当社（株）ひかりHD）及び子会社9社（株）ひかり工芸、（株）ケイズクラフト、（株）セラミックワン、スマート・ブリック（株）、（株）CFノベルストーン、（株）ネット、（株）トライ、（株）ミヤガワ東京及び（株）CI'Sイノベーションズ）により構成されております。当連結会計年度において、スマート・ブリック（株）及び（株）ミヤガワ東京の2社を連結子会社化しております。また、（株）CFノベルストーンは従前の（株）ノベルストーンジャパンより社名を変更し、（株）CI'Sイノベーションズは従前の（株）ストーンフリーより社名及び事業内容を変更しております。

当社は『時代を読み、お客様を深く知り、最良のソリューションを提供し続ける』を経営理念に掲げ、純粹持株会社として当社グループ全社の経営戦略の立案・実行及び経営管理を行うとともに、グループ各社に対して営業・品質管理・経営管理・労務管理といった機能ごとの支援及び統括を行なっております。

<当連結会計年度末現在のグループの状況>



(注) HD：ひかりホールディングス、工芸：ひかり工芸

当社グループは、タイル・石材を中心とした内装・外装材製品の加工・販売を行う「タイル・石材加工販売事業」、タイル・石材を中心とした内装・外装工事の施工を行う「タイル・石材建築工事事業」、エクステリア関連商材の輸入仕入販売等を行う「建材卸売事業」、電気工事・情報通信工事の請負、企画、設計、監理を行う「電気通信工事事業」、建築写真の撮影を行う「建築写真撮影業」等とグループ会社ごとに別の事業を行う多角化経営をグループ戦略としております。各事業はそれぞれが別の業界ではありますが、当社の統括により、会社の“強み”を伸ばし、“弱み”を補える体制を構築しております。セグメントとの関連は次の通りであります。

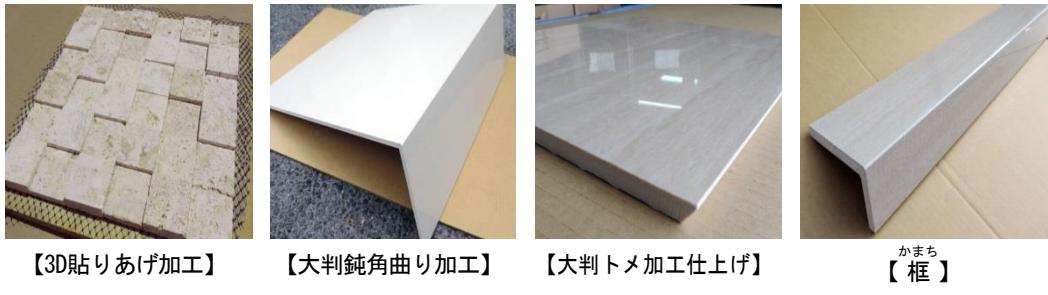
セグメント	名称	事業内容と特徴
タイル・石材加工販売事業	(株)ひかり工芸 (岐阜県多治見市笠原町2841)	1969年創業のタイル・石材加工販売事業における中核企業です。多治見市内3ヵ所の工場においてタイル・石材を加工・販売しています。主要製品は内装用の大型タイル（床タイル）であり、主に中部圏・関東圏に所在する建材問屋、建材メーカー等に販売しています。 ・第1工場：岐阜県多治見市笠原町2841番地 ・第2工場：岐阜県多治見市笠原町字地蔵下4282番地 ・第3工場：岐阜県多治見市笠原町字向島2435番地
	(株)ケイズクラフト (岐阜県多治見市笠原町3910)	多治見市においてタイル・石材を加工・販売しています。主要製品は外装用の小型タイル（壁タイル）です。関西圏に所在する建材問屋、建材メーカー、建材商社等に販売しています。 ・第1工場：岐阜県多治見市笠原町3910番地
タイル・石材建築工事事業	(株)セラミックワン (横浜市戸塚区吉田町133-2)	主に建設元請業者から工事を受注し、タイル工事全般を施工しています。主な施工対象はビル及びマンションです。技術・工程・安全のすべてにおいて顧客満足度を得られる会社を目指しています。
	スマート・ブリック(株) (東京都大田区大森南4-6-15)	壁用レンガの輸入・販売・施工業を営んでおり、一般個人住宅等の施工業務を中心に行っております。中でも「スマートブリック・ウォール」は新世代のレンガ外壁システムであり、特許を取得した工法により、安定した施工品質と高い作業能率を実現しております。
建材卸売事業	(株)CFノベルストーン (岐阜県多治見市生田町4-46)	世界中のタイル、建材の中から意匠性・デザイン性の優れたリーズナブルな商品を探し出し、現地で販売元と直接交渉し、商社を介さずに直接輸入し国内で販売しています。当初は中国、韓国からの輸入が中心でしたが、最近ではポルトガル、スペイン、イタリア、トルコなど世界中から輸入を行なっており、建材問屋、建材メーカー等に販売しています。 ・本社・生田倉庫：岐阜県多治見市生田町4-46 ・東京営業所：東京都大田区大森北1-1-5
電気通信工事事業	(株)ネット (愛知県春日井市高蔵寺町2-103)	移動体通信に係るシステムの保守及びメンテナンスを主たる目的として2006年6月に設立しました。電気ケーブル工事、保守、LANケーブルの構築、モバイルネットワークやWi-Fiシステムなど、多様化する多機能端末の普及に伴い、工事から保守まで一貫したサービスを提供し、大手通信キャリアから直接工事を受託しサービスを提供しております。 ・横浜営業所：横浜市神奈川区沢渡6 ・静岡営業所：静岡市駿河区宮竹1-17-24 ・福岡営業所：福岡県糟屋郡粕屋町長者原西2-2-17
	(株)トライ (愛知県春日井市南下原町4)	電気通信工事を主たる目的として1991年1月に設立し、情報通信設備工事、システム設計・施工・保守・点検などを行なっております。2016年3月に(株)ネットが株式を取得し連結子会社化しました。現在、本社がある愛知県を中心に、広島県にも営業所を設け、中部圏だけではなく、岡山・広島エリアも商圏として活動しております。また、ITベンダーや無線機メーカーなどから一次請けとして工事を受託しサービスを提供しております。
その他	(株)ミヤガワ東京 (東京都中央区八丁堀2-8-2)	最新のプロ機材と豊富な実務実績に基づき、建造物の姿を美しく鮮やかに再現する建築写真撮影業を主として行っております。
	(株)CI'Sイノベーションズ (東京都大田区大森北1-1-5)	保険代理店事業、及び当社がM&A等で蓄積したノウハウを提供するファイナンシャルアドバイザー事業を行っております。

## <タイル・石材加工販売事業> (株)ひかり工芸、(株)ケイズクラフト)

(株)ひかり工芸及び(株)ケイズクラフトが所在する岐阜県多治見市笠原町は日本屈指のタイル生産地であり、厳しい競争環境の中で技術力を磨いてきました。

タイルとは、表面に釉薬を施し、摂氏1,200度の窯で焼くセラミック材であり、外装材として半永久的に色褪せず、美しい外観を長持ちさせることができ、また床材としても硬度が高く、重歩行でも摩耗しにくい素材です。さらに、最近ではデザイン性が向上し、様々な商業施設や一般住宅などで幅広く使用されており、建物の価値を向上させる素材としての評価も高まりつつあります。

石材とは、建築用の材料として利用される天然の岩石です。色、模様、質感、耐久性など用途に応じた岩石が用いられ、一般的に内装向けは大理石、外装向けは御影石を加工して使用します。



### (1) (株)ひかり工芸

タイル・石材の用途には、主に『床タイル』と『壁タイル』があります。タイル・石材加工販売事業（以下「当事業」）における(株)ひかり工芸の位置付けは、主に『床タイル』の加工及び販売です。『床タイル』には大判タイルを使用することが多く、主に内装に使われます。近年、建築意匠においてより多様なデザインを求められた結果、大判サイズの取扱いニーズが高まってきております。これまでの実績としても、100角タイル、300角タイル、600角タイルのユニット貼りから、300×600、3,000×1,500のパターン貼りなど年々大判サイズの取扱いが増えるとともに、商品の種類も多様化しております。これらの市場ニーズに応えるため、3,000mmまでの大判カット加工、床タイルのミリ単位での寸法精度のカット加工、パターン張りに対応する加工、100角45角等小さいサイズの紙貼り・ユニット貼りなどの機械設備を導入し、あらゆるニーズに迅速に応える体制を整えております。なお、(株)ひかり工芸では、2018年12月にキッチン天板や、住宅の壁用大型石材の加工を自社で対応するため、大型の石材加工が出来るウォータージェットカッターを導入しております。

また、小判タイル『壁タイル』・石材をユニット化する作業も行っております。タイル加工技術は接着焼物加工（複数のタイルを平物素材から削って接着）と一端成型焼物加工（プレス）に大別されます。当社グループはより用途の広い接着焼物加工を主流としており、原価低減、加工時間圧縮が可能となるため、「安く、早く納品すること」を可能としています。また、接着焼物加工は様々な角度・形状に加工できるという特性を持ちながら、一端成型焼物加工に劣らない品質と強度を実現しております。



【建築用石材加工（内装）】

【ウォータージェットカッター】



【大判カット機】



【カット加工】



【トメ加工機】



【乾燥焼付機】



【小判タイルイメージ図】

## (2) (株)ケイズクラフト

当事業における(株)ケイズクラフトの位置付けは、主に『壁タイル』の加工及び販売であります。『壁タイル』には小判タイルを使用することが多く、主に外装に使われます。『壁タイル』は、従来品の45二丁タイルから4丁タイル、ボーダータイルの90度曲り、マグサ、鈍角曲りなどはもちろんのこと、石材ピースのカット溝入れ、紙貼り、ネット貼り、石面・山形タイルの曲り、トメ加工に加え、最新の技術として、コバ面の焼付塗装加工があります。今までタイルの分野では、表面に釉薬のかかったタイルの場合、コバ面と同色ではないために目線に入る場所での施釉タイルの壁施工は敬遠されがちでしたが、コバ焼付塗装技術により様々なデザインタイルの壁使用の可能性が広がってきております。



【建築用石材加工（外装）】

#### <タイル・石材建築工事事業> (株セラミックワン、スマート・ブリック株)

(株)セラミックワンは、主に建設元請業者から工事を受注し、タイル工事全般を施工しています。主な施工対象はビル及びマンションです。技術・工程・安全のすべてにおいて顧客満足度を得られる会社を目指しており、品質管理面では「剥離・剥落ゼロ」を最重要課題として自主管理に努め、また、安全面では労働災害防止のため、専門部署を設けて社員・技能工の安全意識向上を図っています。さらに、IT活用等によって各現場の情報を共有し、迅速な顧客対応を可能とする体制を構築しています。

スマート・ブリック株は、壁用レンガの輸入・販売・施工業を営んでおり、一般個人住宅等の施工業務を中心に行っております。中でも「スマートブリック・ウォール」は新世代のレンガ外壁システムであり、特許を取得した工法により、安定した施工品質と高い作業能率を実現しております。スマートブリック・ウォールは使用材料がシンプルで、切断・取付などの現場作業が簡単であるため、作業効率が高く、施工者の習熟が早い等のメリットが生まれ、結果的に類似工法と比べて価格競争力が高くなっています。また、スマートブリック・ウォールで使用するレンガ留付金具として、一般的な乾式工法で使用される亜鉛メッキ鋼板やガルバリウム鋼板より更に性能が高い「高耐久メッキ鋼板」(商品名「ZAM」)を使用しています。この金具とレンガにより、強い太陽光や様々な気候・災害から建物を半永久的に守り続けることができます。

#### <建材卸売事業> (株)CFノベルストーン

(株)CFノベルストーンは、ブリック&ストーン(レンガ)・タイル・モザイク等の輸入建材の販売・輸入代行・倉庫管理を行なっております。

タイルは外装材・内装材として付加価値が高い素材ですが、広く一般に普及するにはコスト面が課題と考えております。そこで、(株)CFノベルストーンでは世界中のタイル、建材の中から意匠性・デザイン性の優れたリーズナブルな物を探し出し、現地で販売元と直接交渉し、商社を介さずに直接輸入し国内で販売しております。また、タイル商社やタイルメーカーからの物流管理業務の請負により、輸入商材の保管、加工、出荷料収入を安定的に得ることができ、受注から加工・出荷までのリードタイムの短縮化も実現しております。

#### <電気通信工事事業> (株ネット、株トライ)

当社グループにおける電気通信工事事業は、(株)ネット、(株)トライ(以下「両社」)が担っており、主に以下の事業を行なっております。

- ・情報通信設備に係るシステム設計・施工・保守・点検、ネットワーク設計・施工
- ・伝送装置調整・設置(光伝送)
- ・各移動体通信事業者向け無線機器調整・保守・走行試験・解析業務
- ・各種工事(電気設備工事、消防無線設備工事)

上記の事業は3つの業務形態で提供しております。

##### ①設備工事請負業務 :

情報通信設備の設計・施工を請け負います。両社は設立以降、約100件の設計・施工請負実績を有しております。また、鉄塔の光工事化として地線部の光ファイバを敷設する光通信網の構築工事も行なっております。



【情報通信設備工事】

##### ②人材派遣業務 :

専門技能を有する自社の技術者をクライアントに派遣し、工事のサポートや構内請負を行います。当連結会計年度末現在、大手通信事業者を始めとするクライアント各社に40人以上の自社技術者を派遣しております。クライアントの情報通信工事の中核を担うことで営業力・技術力を蓄積しております。



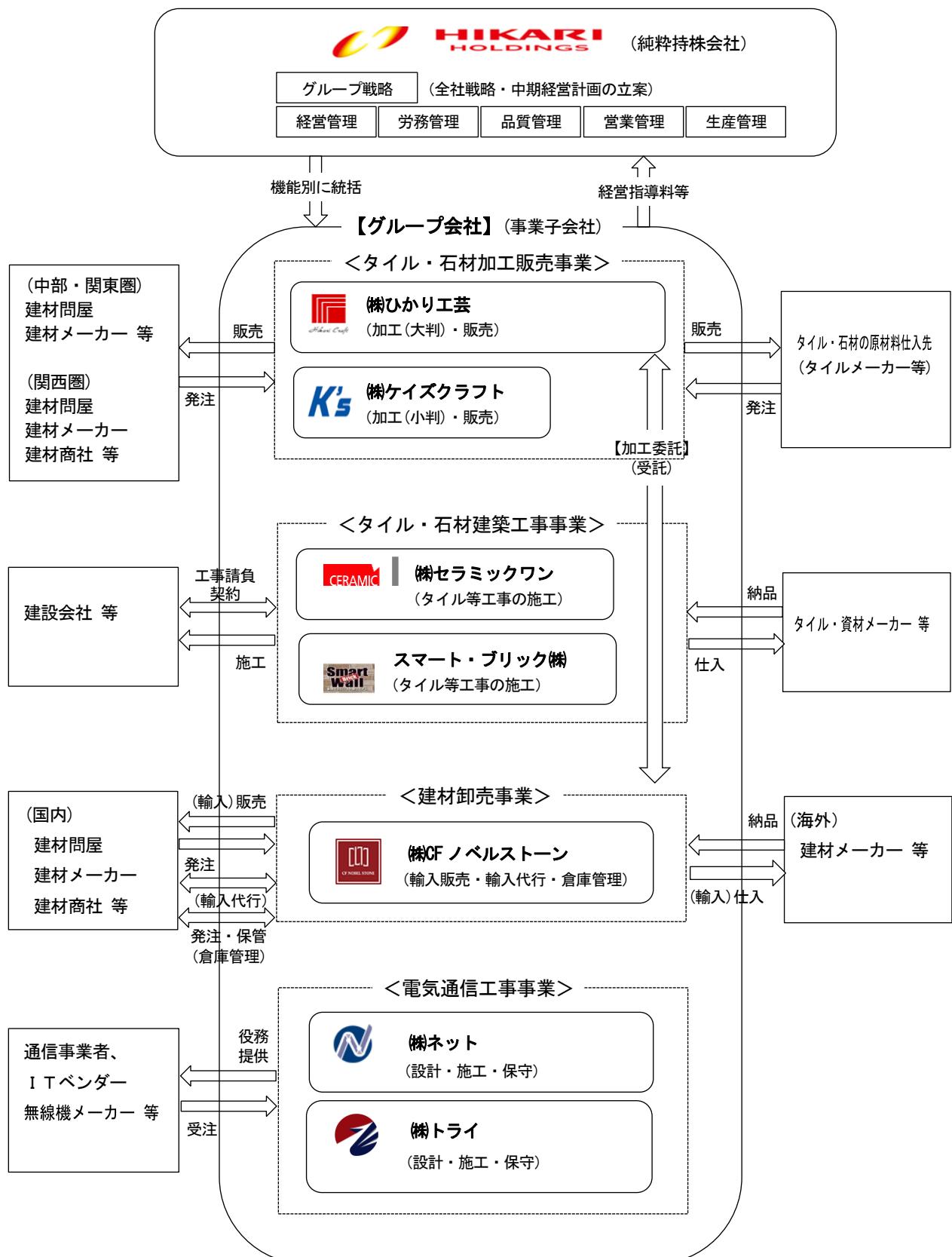
【システム設備工事】

##### ③フィールドサポート業務 :

全国各地の情報通信設備の保守業務を請け負っており、年間約1,500件の設備の保守・点検を行なっております。今後、スマートフォンやタブレット端末の普及により、LTE、Wi-Fi、さらに5Gなどのサービスエリアの拡大や、トラフィック増に対応する通信ネットワーク環境の整備・拡充が進むことで、移動体通信設備は更なる成長分野と見込んで両社でも取り組んでおります。

(事業系統図)

以上の説明を事業系統図によって示すと次のようにになります。



#### 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業の内容	議決権の所 有割合又は 被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) ㈱ひかり工芸 (注2、7、8)	岐阜県 多治見市	9,000	タイル・石材加工販売事業	100.0	役員の兼任、 経営指導
㈱ケイズクラフト (注2、7)	岐阜県 多治見市	3,000	タイル・石材加工販売事業	100.0	役員の兼任、 経営指導
㈱セラミックワン (注2、7、8)	横浜市 戸塚区	10,000	タイル・石材建築工事事業	100.0	役員の兼任、 経営指導
スマート・ブリック㈱ (注2、3、7)	東京都 大田区	15,000	タイル・石材建築工事事業	100.0	役員の兼任、 経営指導
㈱CFノベルストーン (注2、4、6、7、8)	岐阜県 多治見市	20,000	建材卸売事業	100.0	役員の兼任、 経営指導
㈱ネット (注2、7、8)	愛知県 春日井市	10,000	電気通信工事事業	100.0	役員の兼任、 経営指導
㈱トライ (注2、7、8)	愛知県 春日井市	10,000	電気通信工事事業	100.0	役員の兼任、 経営指導
㈱ミヤガワ東京 (注2、3、7)	東京都 中央区	20,000	その他事業 (建築写真撮影業)	100.0	経営指導
㈱CI'Sイノベーションズ (注2、5、7)	東京都 大田区	10,000	その他事業 (保険代理店事業等)	100.0	経営指導

(注1)「主要な事業の内容」欄には、セグメントの名称を記載しています。

(注2) 有価証券届出書または有価証券報告書を提出している会社はありません。

(注3) スマート・ブリック㈱は2019年9月に、㈱ミヤガワ東京は2020年2月にそれぞれ連結子会社化し、当連結会計年度より連結の範囲に含めております。

(注4) ㈱CFノベルストーンは、2019年10月に従前の㈱ノベルストーンジャパンから社名を変更しております。

(注5) ㈱CI'Sイノベーションズは、2020年6月に従前の㈱ストーンフリーから社名を変更し、事業の内容を従前のタイル・石材加工販売事業から変更しております。

(注6) ㈱CFノベルストーンは、2020年8月末時点において、59,062千円の債務超過となっています。

(注7) ㈱ひかり工芸、㈱ケイズクラフト、㈱セラミックワン、スマート・ブリック㈱、㈱CFノベルストーン、㈱ネット、㈱トライ、㈱ミヤガワ東京及び㈱CI'Sイノベーションズは特定子会社に該当しています。

(注8) ㈱ひかり工芸、㈱セラミックワン、㈱CFノベルストーン、㈱ネット及び㈱トライは、売上高（連結会社相互間の内部売上高を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。各社の2019年9月1日から2020年8月31日までの主要な損益情報等は下記の通りです。

会社名	㈱ひかり工芸	㈱セラミックワン	㈱CFノベルストーン	㈱ネット	㈱トライ
(1) 売上高 (千円)	463,674	600,451	407,749	556,514	744,937
(2) 経常利益 (千円)	△2,074	34,318	11,772	56,276	15,220
(3) 当期純利益 (千円)	△1,695	16,418	51,806	196,397	19,707
(4) 純資産額 (千円)	42,199	82,010	△50,062	294,517	266,778
(5) 総資産額 (千円)	349,789	734,963	178,762	582,217	357,331

## 5 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

2020年8月31日現在

セグメントの名称	従業員数(人)
タイル・石材加工販売事業	16 (5)
タイル・石材建築工事事業	11 (2)
建材卸売事業	12 (7)
電気通信工事事業	75 (1)
その他	13 (5)
合計	127 (20)

(注1) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、当連結会計年度の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(注2) その他として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない事業・管理部門に所属しているものです。

### (2) 発行者の状況

2020年8月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
11 (2)	43.7	2.2	4,870

(注1) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）外数で記載しております。

(注2) 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(注3) 当社は、当社グループの管理業務のみを行う単一事業であるため、セグメント別の記載は省略しております。

### (3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

### 第3 【事業の状況】

#### 1 【業績等の概要】

##### (1) 業績

当連結会計年度（2019年9月1日から2020年8月31日）におけるわが国経済は、企業収益や雇用環境が改善基調にありましたが、2019年10月の消費税増税に伴う個人消費の減少や、不安定な国際情勢や金融資本市場等による国内景気への影響に対する懸念、加えて新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う経済活動の停滞長期化等により、先行き不透明な状況にあります。

当社グループにつきましては、タイル・石材加工販売事業、タイル・石材建築工事事業及び建材卸売事業の主要市場である建設業界において、政府建設投資・民間建設投資ともに底堅く推移しておりますが、労働者不足やコスト上昇等の要因、また、新型コロナウイルス感染症の収束時期が現時点で見通せないことなどから、依然として不透明な経済環境が続いております。

電気通信工事事業の主要市場である情報通信関連においては、スマートフォンやタブレット端末の普及により、LTE、Wi-Fiなどのサービスエリアの拡大や、トラフィック増に対応する通信ネットワーク環境の整備が進んでおります。

このような市場環境・経営環境の中で、当連結会計年度の売上高は2,953,639千円（前年同期比35.4%増加）、営業利益は48,993千円（同88.2%増加）、経常利益は49,330千円（同91.7%増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は83,061千円（同270.3%増加）となりました。

なお、当社は2019年9月にタイル工事業を営むスマート・ブリック㈱の発行済株式100%を取得し、みなし取得日を2019年9月1日として当連結会計年度より連結の範囲に含めております。また、当社は2020年2月に建築写真撮影業を営む子会社㈱ミヤガワ東京を設立し、連結の範囲に含めております。

セグメント別の業績は次の通りです。

##### (タイル・石材加工販売事業)

売上高は577,864千円（前年同期比0.0%増加）、セグメント利益は5,214千円（前年同期比69.0%減少）となりました。定番品を中心に受注が安定的・継続的に推移しましたが、設備の修繕・維持費用の増加等により減益となりました。

##### (タイル・石材建築工事事業)

売上高は673,201千円（前年同期比116.0%増加）、セグメント利益は37,151千円（前年同期比2,344.7%増加）となりました。㈱セラミックワンの受注が好調に推移するとともに、2019年9月よりスマート・ブリック㈱を連結子会社化し、増収増益となっております。

##### (建材卸売事業)

売上高は366,741千円（前年同期比68.6%増加）、セグメント利益は11,600千円（前年同期はセグメント損失4,444千円）となりました。より利益性の高い商品仕入を促進したことに伴い、収益性が改善されました。

##### (電気通信工事事業)

売上高は1,301,451千円（前年同期比21.7%増加）、セグメント利益は21,086千円（前年同期比1.3%減少）となりました。情報通信設備需要が堅調に推移する中で増収となりましたが、拠点・人員の増加に伴い、外注費・人件費・経費が増加し、減益となりました。

##### (2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という）の残高は454,900千円（前連結会計年度末比139,184千円増加）となりました。各キャッシュ・フローの状況とその主な要因は以下の通りであります。（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果獲得した資金は118,646千円（前年同期は81,871千円の獲得）となりました。主な増加要因は未成工事受入金の増加額357,714千円、税金等調整前当期純利益98,044千円、減価償却費58,857千円等、主な減少要因はたな卸資産の増加額333,799千円、法人税等の支払額46,586千円等であります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は61,901千円（前年同期は325,921千円の使用）となりました。主な減少要因は有形固定資産の取得による支出74,541千円、事業譲受による支出45,000千円等、主な増加要因は投資有価証券の売却による収入70,354千円等であります。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果獲得した資金は82,439千円（前年同期は195,752千円の獲得）となりました。主な増加要因は長期借入れによる収入208,000千円、社債の発行による収入49,116千円、短期借入金の純増加額30,000千円等、主な減少要因は長期借入金の返済による支出166,727千円等であります。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当連結会計年度の生産実績をセグメントごとに示すと、以下の通りであります。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)		前年同期比 (%)
タイル・石材加工販売事業 (千円)	403,185		106.9
タイル・石材建築工事事業 (千円)	823,638		232.6
電気通信工事事業 (千円)	1,066,031		126.5
合計 (千円)	2,292,855		145.6

(注1) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(注2) 建材卸売事業及びその他事業は生産の形態をとらないため、該当事項はありません。

### (2) 受注実績

当連結会計年度の受注実績をセグメントごとに示すと、以下の通りであります。

セグメントの名称	受注高		受注残高	
	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	前年 同期比 (%)	当連結会計年度末 (2020年8月31日)	前年 同期比 (%)
建材卸売事業 (千円)	375,672	171.6	29,303	143.8
合計 (千円)	375,672	171.6	29,303	143.8

(注1) 上記金額には消費税等は含まれおりません。

(注2) タイル・石材加工販売事業、タイル・石材建築工事事業、電気通信工事事業及びその他事業は受注から販売までの所要日数が短く、常に受注残高は僅少であります。また、期中の受注高と販売実績がほぼ対応するため、記載を省略しております。

### (3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績を示すと、次の通りです。

セグメントの名称	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)		前年同期比 (%)
タイル・石材加工販売事業 (千円)	577,864		100.0
タイル・石材建築工事事業 (千円)	673,201		216.0
建材卸売事業 (千円)	366,741		168.6
電気通信工事事業 (千円)	1,301,451		121.7
その他 (千円)	34,380		687.6
合計 (千円)	2,953,639		135.4

(注1) セグメント間の取引については相殺消去しています。

(注2) 前連結会計年度及び当連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次の通りであります。

相手先	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)		当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)	
	金額(千円)	割合(%)	金額(千円)	割合(%)
(株)シーテック	339,393	15.6	—	—
(株)アベルコ	196,408	9.0	—	—

(注3) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(注4) (株)シーテック、(株)アベルコの当連結会計年度は、割合が10%未満のため、記載を省略しております。

### 3 【対処すべき課題】

#### (1) 経営方針

当社は『時代を読み、お客様を深く知り、最良のソリューションを提供し続ける』を経営理念に掲げ、当社グループは「タイル・石材加工販売事業」、「タイル・石材建築工事事業」、「建材卸売事業」及び「電気通信工事事業」というそれぞれ業界が異なる事業を行う多角化経営を志向しております。当社の統括により、会社の“強み”を伸ばし、“弱み”を補える体制を構築・強化してまいります。

#### (2) 経営環境及び対処すべき課題等

「1【業績等の概要】」に記載の通り、タイル・石材加工販売事業、タイル・石材建築工事事業及び建材卸売事業の主要市場である建設業界は底堅く推移しており、住宅業界においても住宅着工戸数は堅調に推移しております。また、電気通信工事事業の主要市場である情報通信関連においては、通信ネットワーク環境の整備需要の拡大が見込まれております。

上記の経営方針及び経営環境を踏まえた上で、当社グループの強みを伸ばし、また弱みを補うために最も重要な課題は人材の確保と育成であり、それを支えるのが内部管理体制の強化や事業資金の確保、業務提携、合併及び買収等（以下、「M&A等」）の施策であると考えております。

<全社共通>

##### ①連結子会社の業績管理について

当社グループの連結業績は、連結子会社の個別業績によって構成されるため、各連結子会社の業績管理は持株会社にとって最も重要な役割であると認識しております。当社（株）ひかりHDの取締役は、各連結子会社の代表取締役あるいは業務責任を有する取締役で構成されております。そのため、当社取締役会では、各連結子会社の責任者が月次の業績を報告することで、当社が策定した事業計画と差異が生じていないか等、計画と実績の管理を行い、業績に重要な差異が生じる可能性がある場合には速やかに対策を講じることで、当社グループの業績向上を目指しております。

##### ②経営上の目標の達成状況を判断するための客観的な指標等

当社（株）ひかりHDは、各連結子会社に対してより高い成長性を確保する観点から、「売上高」の増収を最重視しております。また、収益性向上のため「営業利益率」、生産性向上のため「人件費率」、財務健全性向上のため「純資産比率」及び「負債比率」を重要な指標として位置付け、バランスの取れた企業価値の継続的拡大を目指しております。なお、設備投資につきましては、グループ全体の「D.C.R（有利子負債／金融資産+有形固定資産）×100」、「EBITDA比率（有利子負債／EBITDA（営業利益+受取利息・配当金+減価償却実施額））」等を併せて検討しております。

##### ③経営管理業務能力の向上について

当社（株）ひかりHDは、連結子会社の経営管理業務を各連結子会社から受託し、当社グループのバックオフィスとしての機能を担っていることから、当社の経営管理業務の能力は、当社グループ全体の業務効率に影響を及ぼします。当社グループ全体の業務効率の維持・向上の実現のため、当社は、経営管理業務能力の更なる向上に努めています。

##### ④M&A等について

当社（㈱ひかりHD）は、当社グループの強化・拡充を目的として今後も積極的にM&A等を行い、グループ企業を増やしていく方針です。傘下企業が増加していく過程において、様々な業態の企業が増えていくことも予想され、的確な分類などポートフォリオの調整も重要性を増してまいります。そのため、これらに対応するための関連スキルの向上及び対応する人員体制の強化を課題としており、今後、企業規模の拡大を図る中で、適時人員体制の強化を実施してまいります。

#### ＜タイル・石材加工販売事業＞（㈱ひかり工芸、㈱ケイズクラフト）

##### ①人材の確保・育成について

当事業を安定的に成長させていくためには、優秀な人材の確保が必要あります。当事業において、工場勤務者の人材不足を解消するため、中国・ベトナム・タイ・フィリピンなどの外国人の技能実習生を雇用しておりますが、工程（ライン）管理が出来る人材や、顧客ニーズに合わせた企画提案が出来る営業人材は引き続き不足しております。当社グループの経営理念に共感する人材の採用を強化するとともに、社内研修を継続的に実施することで、既存社員の能力及びスキルの向上に取り組んでまいります。

##### ②設備金額の増加と財務体質の強化について

当事業では、㈱ケイズクラフトが2018年1月より工場を併設した新本社へ移転するなど、事業拡大に伴い設備投資を行なっております。設備投資資金につきましては、現在、金融機関からの借入金による資金調達が主となっております。今後は、収益力の強化、建物・工場設備のリース等の採用によりバランスシートの更なる改善を図ってまいります。

#### ＜タイル・石材建築工事事業＞（㈱セラミックワン、スマート・ブリック㈱）

##### ①人材の確保・育成について

当事業を安定的に成長させていくためには、優秀な人材の確保が必要あります。当事業において、施工技術を有し、かつ、工程・安全管理に長けた人材の確保・育成は重要な課題であります。建設業界の慢性的な人手不足が継続する中で、当社グループの経営理念に共感する人材の採用を強化するとともに、社内研修を継続的に実施することで、既存社員の能力及びスキルの向上に取り組んでまいります。

#### ＜建材卸売事業＞（㈱CFノベルストーン）

##### ①人材の確保・育成について

当事業を安定的に成長させていくためには、優秀な人材の確保が必要あります。当事業で取り扱う製品の大半は海外からの輸入商材であります。当事業の強みは、現地で販売元と直接交渉し、商社を介さずに直接輸入することでより良い商品を安く提供できることにあります。したがって、外国企業との商談は必須であり、そのための語学力やグローバルなビジネススキルを身に付けることは不可欠であると考えております。当社グループの経営理念に共感する人材の採用を強化するとともに、社内研修を継続的に実施することで、既存社員の能力及びスキルの向上に取り組んでまいります。

##### ②商品（在庫）管理について

当事業では、ブリック＆ストーン（レンガ）・タイル・モザイク等の輸入建材をたな卸資産として保有しておりますが、取り扱っている商品の種類（品目）が多く、平均して60種類300品目の在庫を常時保有しております。当事業では、基準在庫数による管理を行うなど、お客様のニーズに応じた在庫管理を実施しておりますが、収益性的低下等に伴い、たな卸資産の資産価値が低下する可能性もあることから、定期的に、回転数が落ちている商品については入れ替えを行うなど、商品（在庫）管理の向上に取り組んでおります。

#### ＜電気通信工事事業＞（㈱ネット、㈱トライ）

##### ①人材の確保・育成について

当事業を安定的に成長させていくためには、優秀な人材の確保が必要あります。当事業では主に情報通信設備の設計・施工を行なっております。そのため、現場の技術者は電気通信主任技術者、電気工事士などの国家資格を有しております。基地局の設置には大きく分けて、置局・設計・施工の流れがあり、置局については、クライアントが確保したい通信エリア内の土地やビルを調査し、地主と交渉し、基地局の設置場所を決定します。競

合他社との競争力の向上にあたっては、この置局確保による地主交渉力も身に付けることは不可欠であると考えております。当社グループの経営理念に共感する人材採用を強化するとともに、社内研修を継続的に実施することで、既存社員の能力及びスキルの向上に取り組んでまいります。

#### ②特定取引先に対する依存度が高いことについて

当事業は、通信事業者各社との取引比率が高く、この傾向は今後とも継続することが見込まれます。したがって、情報通信業界の市場動向や技術革新等により、通信事業者各社の設備投資行動及び、設備投資構造が変化した場合に備え、ITベンダーからの受注など顧客の裾野を広げる取り組みを行なっております。

### 4 【事業等のリスク】

以下において、当社グループの事業展開その他に関するリスク要因と考えられる主な事項を記載しております。当社は、これらのリスク発生の可能性を認識した上で、発生の回避及び発生した場合の適切な対応に努める方針ですが、当社株式に関する投資判断は、以下の事項及び本項以外の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があると考えております。

また、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであり、実際の結果とは異なる可能性があります。

#### <全社共通>

##### (1) M&A等について

当社グループは、顧客ニーズに則したサービスの提供を行なうため、新規に事業を立ち上げることも検討しておりますが、新たに手掛けた事業を早期に一定の事業規模にまで成長させ、市場における地位を確立するための手段として、当社グループ以外の会社との業務提携、M&A等を企画・実施することもあります。M&A等の実施にあたっては、事前に相乗効果の有無を見極めてから実施を決定し、相乗効果を最大にするよう経営努力を行います。しかし、M&A等実施後に、対象会社との経営方針のすり合わせや業務部門における各種システムおよび制度の統合等に当初想定以上の負担がかかることにより、予想どおりの相乗効果が得られない可能性があります。また、M&A等にかかる費用等が、一時的に当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性もあります。

##### (2) 人材の確保・育成について

当社グループでは、人材が重要な経営資源と考えており、事業の拡大に向け優秀な人材の確保が重要な課題となります。今後、計画通りに採用が進まなかつた場合においては、事業展開が計画通りに進まず、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

##### (3) 新株予約権の行使による株式価値の希薄化について

当社は、事業発展のために必要なマネジメント力、コンプライアンスに精通した人材等の確保及び定着を目的として、取締役及び監査役並びに従業員に対して新株予約権を付与しております。当連結会計年度末現在、新株予約権による潜在株式数は235,900株であり、潜在株式を含む普通株式（自己株式19,200株を除く）の発行済株式総数496,600株に対し、47.5%にあたります。発行された新株予約権の行使により発行される新株は、将来、当社グループの株式価値の希薄化や株式売買の需給への影響をもたらし、当社グループ株価の形成に影響を及ぼす可能性があります。

##### (4) 配当政策について

当社では、株主に対する利益還元を重要な経営課題の一つとして位置付けています。しかしながら、当連結会計年度末現在において、当社は成長拡大の過程にあると考えており、経営基盤の強化及び積極的な事業展開のために内部留保の充実を図り、財務体質の強化と事業拡大に向けた投資に充当することで、更なる事業拡大を実現することが株主に対する最大の利益還元につながると考えております。

将来的には、経営成績及び財政状態を勘案しながら株主への利益の配当を検討する方針ですが、配当の実施及びその時期等については現時点において未定であります。

##### (5) 有利子負債への依存について

当社グループが多角化を進める中で、新規事業には多額の投資が必要であり、当社グループは、これら投資

資金の大部分を金融機関からの借入金に依存してきました。当連結会計年度末における当社グループの総資産に占める有利子負債の割合は45.9%、支払利息は14,407千円となっております。今後の金利変動によっては、支払利息の負担が増加して経営成績に影響を与える可能性があります。また、金融機関の融資姿勢の変化等により、事業拡大に必要な資金調達が困難になる場合には経営成績や財政状態に影響を与える可能性があります。

(6) 特定人物への依存について

当社の代表取締役社長である倉地猛は、当社グループの経営方針や経営戦略の立案及び決定を始め、営業戦略や業務遂行等の経営全般において重要な役割を果たしております。当社グループは、ノウハウの共有、人材の獲得及び育成等により組織体制の強化を図り、同氏に過度に依存しない経営体制の構築を進めてまいります。しかしながら、不測の事態により同氏の当社における職務執行が困難となった場合は、当社グループの今後の事業展開、業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 訴訟等について

当社グループは、現段階において業績に重大な影響を及ぼす訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、当社グループが販売する商品・サービスに関して、瑕疵等の発生、最終消費者からのクレーム等が発生した場合、これらに起因する訴訟やその他の請求が発生する可能性があります。これらの訴訟等の内容によつては、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

<タイル・石材加工販売事業> (株)ひかり工芸、(株)ケイズクラフト)

(1) 景気動向の影響について

当社グループの事業は、景気動向、金利動向、物価動向及び税制等に基づく需要者の投資意欲や需要動向に影響を受けやすくなつておらず、現時点で顕在化している問題はありませんが、今後、新型コロナウイルス感染拡大の状況次第等によつては、これらの動向が変動し、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(2) 原材料等の価格変動について

タイル・石材加工販売事業の製造過程において使用されるエネルギー、タイル・石材の原材料となる顔料（釉薬など）や原料（セラミック材など）などの価格変動について、現時点で顕在化している問題はありませんが、今後、新型コロナウイルス感染拡大等の影響により価格が高騰した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(3) 外国人技能実習生の雇用について

タイル・石材加工販売事業の従業員のうち、当連結会計年度末現在で約半数強が外国人の技能実習生となつております。技能実習生の労働に関しては、「外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（技能実習法）」に基づき、各技能実習生と「技能実習のための雇用契約書」を締結するなど法令の遵守に努めておりますが、今後、法令や規制内容の変更が発生した場合、また、新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、必要な人員を確保できなくなつた場合には、一時的に人材不足となり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

<タイル・石材建築工事事業> (株)セラミックワン、スマート・ブリック(株)

(1) 景気動向の影響について

タイル・石材建築工事事業は、景気動向、金利動向、物価動向及び税制等に基づく需要者の投資意欲や需要動向に影響を受けやすいため、景気の先行き悪化や大幅な金利の上昇、人件費の上昇、消費税増税等の動向に大きく左右される傾向があります。そのため、これらの動向次第で当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(2) 原材料等の価格変動について

タイル・石材建築工事事業の建築工事において使用されるエネルギー、タイル・石材の原材料となる顔料（釉薬など）や原料（セラミック材など）などの価格変動について、急激に高騰した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

## <建材卸売事業> (株)CFノベルストーン

### (1) 在庫リスクについて

建材卸売事業では、お客様のニーズに合わせるため、多品種（色数×形状）の製品を輸入し販売しているため、品目ごとに標準在庫を設定しておりますが、販売予測と実際の乖離が生じ滞留在庫が多量に発生した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

### (2) 輸入商品の確保と為替相場について

建材卸売事業において、海外（アジア圏及びEU圏）からタイルなどの商品を輸入しております。原則として外貨建取引を行なっておりますが、為替の状況によっては、仕入価格・販売価格に影響があり、また、これらの価格変動に起因して販売数量等が変動することにより、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。現時点で顕在化している問題はありませんが、新型コロナウイルス感染拡大等の影響により、海外における生産能力の低下や、仕入価格の高騰などにより、必要とする輸入量を確保できなくなる可能性があります。

## <電気通信工事事業> (株)ネット、(株)トライ

### (1) 特定取引先に対する依存度が高いことについて

当社グループの(株)ネット、(株)トライは情報通信ネットワークの構築・施工を主な事業としていることから、通信事業者各社との取引比率が高く、この傾向は今後とも継続することが見込まれます。したがって、情報通信業界の市場動向や技術革新等により、通信事業者各社の設備投資行動及び、設備投資構造が変化した場合、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

### (2) 重要な情報の管理について

当社グループの(株)ネット、(株)トライは事業運営上、顧客等が保有する技術データ・顧客データ等の重要な情報を取り扱っております。そのため、情報マネジメントシステムを構築・運用するとともに、情報セキュリティ責任者の配置や社内に委員会を設置する等情報管理に対する重要性を十分認識した体制作りに取り組んでおりますが、不測の事態により重要な情報が流出した場合、顧客からの信頼が低下するほか、損賠賠償義務の発生等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

### (3) 重大な人身・設備事故等の発生について

当社グループの(株)ネット、(株)トライは、建設工事現場における人身・設備事故を未然に防ぐため、「安全・品質の確保」に対する取り組みには万全を期すと共に、管理を強化することで、事故の発生防止に努めております。しかしながら、不測の事態により重大な人身・設備事故を発生させた場合、顧客からの信頼が低下するほか、損賠賠償義務の発生や受注機会の減少等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

## <J-Adviserとの契約について>

当社グループは、(株)東京証券取引所が運営を行なっております証券市場TOKYO PRO Marketの上場企業です。当社では、フィリップ証券(株)を担当J-Adviserに指定することについての取締役会決議に基づき、2015年2月1日にフィリップ証券(株)との間で、担当J-Adviser契約（以下「当該契約」といいます。）を締結しております。当該契約は、TOKYO PRO Marketにおける当社株式の新規上場及び上場維持の前提となる契約であり、当該契約を解除し、かつ、他の担当J-Adviserを確保できない場合、当社株式はTOKYO PRO Marketから上場廃止となります。当該契約における契約解除に関する条項及び契約解除に係る事前催告に関する事項は以下の通りです。

なお、本発行者情報の開示日現在において、当該契約の解除条項に該当する事象は生じておりません。

### (J-Adviser契約解除に関する条項)

当社（以下「甲」という。）が次のいずれかに該当する場合には、フィリップ証券(株)（以下「乙」という。）はJ-Adviser契約（以下「本契約」という。）を即日無催告解除することができる。

#### ①債務超過

甲がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合において、1年以内に債務超過の状態から脱却しえなかつたとき、すなわち債務超過の状態となった事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日（当該1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日の後最初に到来する事業年度の末日）までの期間（以下この項において「猶予期間」という。）において債務超過の状

態から脱却しえなかった場合。但し、甲が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続又は私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態から脱却することを計画している場合（乙が適當と認める場合に限る。）には、2年以内（審査対象事業年度の末日の翌日から起算して2年を経過する日（猶予期間の最終日の翌日から起算して1年を経過する日が甲の事業年度の末日に当たらないときは、当該1年を経過する日後最初に到来する事業年度の末日）までの期間内）に債務超過の状態から脱却しえなかったとき。

なお、乙が適當と認める場合に適合するかどうかの審査は、猶予期間の最終日の属する連結会計年度（甲が連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度）に係る決算の内容を開示するまでの間ににおいて、再建計画（本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画を含む。）を公表している甲を対象とし、甲が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書類に基づき行う。

a 次の(a)又は(b)の場合の区分に従い、当該(a)又は(b)に規定する書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしたがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

b 本号但し書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されたものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

## ②銀行取引の停止

甲が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合又は停止されることが確実となつた旨の報告を書面で受けた場合

## ③破産手続、再生手続又は更生手続

甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（甲が、法律に規定する破産手続、再生手続又は更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続又は更生手続を必要と判断した場合）又はこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合は、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取り扱う。

a 甲が債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあるときなどで再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

甲から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

b 甲が、債務超過又は支払不能に陥り又は陥るおそれがあることなどにより事業活動の継続について困難である旨又は断念する旨を取締役会等において決議又は決定した場合であつて、事業の全部若しくは大部分の譲渡又は解散について株主総会又は普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行つた場合、甲から当該事業の譲渡又は解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると乙が認めた日）

c 甲が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除又は第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者又は第三者と行った場合（当該債務の免除の額又は債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）

甲から当該合意を行つたことについての書面による報告を受けた日

④前号に該当することとなった場合においても、以下に定める再建計画の開示を行つた場合には、原則として本契約の解除は行わないものとする。

再建計画とは次のaないしcの全てに該当するものをいう。

a 次の(a)又は(b)に定める場合に従い、当該(a)又は(b)に定める事項に該当すること。

(a) 甲が法律の規定に基づく再生手続又は更生手続を必要とするに至った場合

当該再建計画が、再生計画又は更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

(b) 甲が前号cに規定する合意を行った場合

当該再建計画が、前号cに規定する債権者又は第三者の合意を得ているものであること。

b 当該再建計画に次の(a)及び(b)に掲げる事項が記載されていること。

(a) 当該上場有価証券の全部を消却するものでないこと。

(b) 前aの(a)に規定する見込みがある旨及びその理由又は同(b)に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されているなど公益又は投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

#### ⑤事業活動の停止

甲が事業活動を停止した場合（甲及びその連結子会社の事業活動が停止されたと乙が認めた場合をいう）又はこれに準ずる状態になった場合。

なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他甲が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と乙が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取り扱う。

a 甲が、合併により解散する場合のうち、合併に際して甲の株主に対してその株券等に代わる財産の全部又は一部として次の(a)又は(b)に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

(a) TOKYO PRO Marketの上場株券等

(b) 上場株券等が、その発行者である甲の合併による解散により上場廃止となる場合 当該合併に係る新設会社若しくは存続会社又は存続会社の親会社（当該会社が発行者である株券等を当該合併に際して交付する場合に限る。）が上場申請を行い、速やかに上場される見込みのある株券等

b 甲が、前aに規定する合併以外の合併により解散する場合は、甲から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議（委員会設置会社にあっては、執行役の決定を含む。）についての書面による報告を受けた日）

c 甲が、前a及び前bに規定する事由以外の事由により解散する場合（③bの規定の適用を受ける場合を除く。）は、甲から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日。

#### ⑥不適当な合併等

甲が非上場会社の吸収合併又はこれに類する行為（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併又はこれらiからviiまでと同等の効果をもたらすと認められる行為）を行った場合で、当該上場会社が実質的な存続会社でないと乙が認めた場合。

#### ⑦支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により支配株主が異動した場合（当該割当により支配株主が異動した場合及び当該割当により交付された募集株式等の転換又は行使により支配株主が異動する見込みがある場合）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると乙が認めるとき

#### ⑧有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等の提出遅延

甲が提出の義務を有する有価証券報告書又は四半期報告書ならびに発行者情報等につき、法令及び上場規程等に定める期間内に提出しなかった場合で、乙がその遅延理由が適切でないと判断した場合

#### ⑨虚偽記載又は不適正意見等

次のa又はbに該当する場合

a 甲が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

b 甲の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については

「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨（天災地変等、甲の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると乙が認める場合

⑩法令違反及び上場規程違反等

甲が重大な法令違反又は上場規程に関する重大な違反を行った場合。

⑪株式事務代行機関への委託

甲が株式事務を<sup>(株)</sup>東京証券取引所の承認する株式事務代行機関に委託したこととなった場合又は委託しないこととなることが確実となった場合。

⑫株式の譲渡制限

甲が当該銘柄に係る株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬完全子会社化

甲が株式交換又は株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭指定振替機関における取扱い

甲が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮株主の権利の不当な制限

株主の権利内容及びその行使が不当に制限されているとして、甲が次のaからgまでのいずれかに掲げる行為を行なっていると乙が認めた場合でかつ株主及び投資者の利益を侵害するおそれが大きいと乙が認める場合、その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると乙が認めた場合。

- a 買収者以外の株主であることを行なう割り当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収防衛策（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割り当てておくものの導入（実質的に買収防衛策の発動の時点の株主に割り当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割り当てる場合を除く。）
- b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止又は不発動とすることのできないものの導入
- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議又は決定（持株会社である甲の主要な事業を行なっている子会社が拒否権付種類株式又は取締役選任権付種類株式を甲以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が甲に対する買収の実現を困難にする方策であると乙が認めるときは、甲が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取り扱う。）
- d 上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議又は決定。
- e 上場株券等より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において一個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等が上場株券等より低い株式をいう。）の発行に係る決議又は決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議又は決定。ただし、株主及び投資者の利益を侵害するおそれがないと乙が認める場合は、この限りでない。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議又は決定。

⑯全部取得

甲が当該銘柄に係る株式の全部を取得する場合。

⑰反社会的勢力の関与

甲が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketに対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと乙が認めるとき。

⑱その他

前各号のほか、公益又は投資者保護のため、乙もしくは<sup>(株)</sup>東京証券取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合。

(J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項)

1. いずれかの当事者が、本契約に基づく義務の履行を怠り、又は、その他本契約違反を犯した場合、相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り 1ヶ月とする。）を定めてその違反の是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかつたときは本契約を解除することができる。
2. 前項の定めにかかわらず、甲及び乙は、合意により本契約期間中いつでも本契約を解除することができる。また、いずれかの当事者から相手方に対し、1ヶ月前に書面で通知することにより本契約を解除することができる。
3. 契約解除する場合、特段の事情のない限り乙は、あらかじめ本契約を解除する旨を(株)東京証券取引所に通知しなければならない。

## 5 【経営上の重要な契約等】

(株)ミヤガワ東京の設立及び連結子会社化について

当社は、2020年1月22日開催の取締役会決議に基づき、2020年2月19日付で(株)ミヤガワ東京を設立し、連結子会社化いたしました。

### 1. 子会社設立の理由

グループビジョンである「多角化経営」構想の実現に向け、プロフォート事業等を営む(株)ミヤガワの代表取締役宮川保夫氏との共同出資により設立いたしました。当社グループが展開するタイル・石材加工販売事業、タイル・石材建築工事事業及び建材卸売事業に加えて、建築写真撮影サービスを提供することにより、建築関連事業のラインナップの充実を図り、当社グループの収益力及び競争力の強化に寄与するものと判断しております。

### 2. 設立する子会社の概要

- (1) 名称：(株)ミヤガワ東京
- (2) 所在地：東京都中央区八丁堀二丁目8番2号 八丁堀共同ビル3F
- (3) 代表者：代表取締役中島禎子
- (4) 事業内容：プロフォート（建築写真撮影）等の建築施工業に付帯するサービス
- (5) 資本金：20,000千円
- (6) 設立年月日：2020年2月19日
- (7) 資本構成：当社75%、宮川保夫25%

## 6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

## 7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中における将来に関する事項は、当連結会計年度の末日現在において判断したものであります。

### (1) 重要な会計方針及び見積り

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この連結財務諸表の作成にあたって、経営者による会計方針の選択・適用、資産・負債及び収益・費用の報告金額及び開示に影響を与える見積りを必要としております。経営者は、これらの見積りについて、過去の実績等を勘案し合理的に判断しておりますが、実際の結果は、見積りによる不確実性のため、これらの見積りと異なる場合があります。

### (2) 財政状態の分析

#### (流動資産)

当連結会計年度末における流動資産の残高は1,453,300千円で、前連結会計年度末に比べ510,851千円増加しております。未成工事支出金の増加316,777千円、現金及び預金の増加138,144千円が主な変動要因であります。

#### (固定資産)

当連結会計年度末における固定資産の残高は703,725千円で、前連結会計年度末に比べ107,962千円増加しております。リース資産（純額）の増加36,883千円、建物及び構築物（純額）の増加40,409千円、のれんの増加35,915千円が主な変動要因であります。

#### (流動負債)

当連結会計年度末における流動負債の残高は1,120,511千円で、前連結会計年度末に比べ424,202千円増加しております。未成工事受入金の増加357,714千円、工事未払金の増加31,579千円、未払法人税等の減少36,674千円が主な変動要因であります。

#### (固定負債)

当連結会計年度末における固定負債の残高は798,557千円で、前連結会計年度末に比べ114,077千円増加しております。長期借入金の増加44,533千円、社債の増加39,500千円、リース債務の増加30,263千円が主な変動要因であります。

#### (純資産)

当連結会計年度末における純資産の残高は237,956千円で、前連結会計年度末に比べ80,533千円増加しております。親会社株主に帰属する当期純利益83,061千円の計上による利益剰余金の増加が主な変動要因であります。

### (3) 経営成績の分析

#### (売上高)

当連結会計年度における売上高は2,953,639千円（前年同期比35.4%増加）となりました。グループ全体で受注が好調に推移し、タイル・石材建築工事事業（前年同期比116.0%増加）、建材卸売事業（同68.6%増加）、電気通信工事事業（同21.7%増加）及びタイル・石材加工販売事業（前年同期比0.0%増加）の各セグメントにおいて前年同期比で増収となっております。

#### (売上総利益)

当連結会計年度における売上総利益は801,735千円（前年同期比30.0%増加）となりました。タイル・石材建築工事事業及び建材卸売事業において、より利益率の高い工事受注・商品仕入を促進したこと等により、増益となっております。

#### (販売費及び一般管理費)

当連結会計年度における販売費及び一般管理費は752,742千円（前年同期比27.4%増加）となりました。売上高販管費率は25.5%と前年同期比の27.1%より1.6ポイント改善しております。これは主に、前連結会計年度において、電気通信工事事業の新設拠点の開設・運営費用が増加していたこと等によるものです。

#### (営業利益)

売上総利益の増加及び売上高販管費率の低下により、当連結会計年度における営業利益は48,993千円（前年同期比88.2%増加）となりました。

(経常利益)

営業利益の増加、支払利息の減少等により、当連結会計年度における経常利益は49,330千円（前年同期比91.7%増加）となりました。

(親会社株主に帰属する当期純利益)

当連結会計年度における税金等調整前当期純利益は98,044千円（前年同期比91.3%増加）、親会社株主に帰属する当期純利益は83,061千円（前年同期比270.3%増加）となりました。

(4) キャッシュ・フローの分析

「1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」に記載の通りであります。

## 第4 【設備の状況】

### 1 【設備投資等の概要】

当連結会計年度において、当社グループは145,831千円の設備投資を行っております。主な内訳（建設仮勘定からの振替額を含む）は、リース資産59,181千円、建物及び構築物45,121千円、機械装置及び運搬具22,355千円であります。

セグメント別では、タイル・石材加工販売事業で29,465千円、タイル・石材建築工事事業で10,088千円、建材卸売事業で1,739千円、電気通信工事事業で30,394千円、その他事業74,143千円（本社建物、社用車等）の設備投資を行っております。

### 2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、以下の通りであります。なお金額には消費税等は含まれておりません。

#### (1) 発行者

2020年8月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の 内容	帳簿価額（千円）				従業 員数 (人)
			建物及び 構築物	工具、器具 及び備品	リース資産	合計	
本社 (岐阜県多治見市)	その他	本社機能	33,862	104	30,139	64,106	11 (2)

(注1) 現在休止中の主要な設備はありません。

(注2) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間平均雇用人員を()外数で記載しています。

#### (2) 国内子会社

2020年8月31日現在

会社名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（千円）						従業 員数 (人)
			建物及び構 築物	機械装置及 び運搬具	工具、器具 及び備品	リース 資産	土地 (面積m <sup>2</sup> )	合計	
株ひかり工芸 (岐阜県多治見市)	タイル・ 石材加工 販売事業	本社機能、 生産用設備	30,545	4,194	636	85,132	45,140 (1,458)	165,648	10 (4)
株ケイズクラフト (岐阜県多治見市)	タイル・ 石材加工 販売事業	本社機能、 生産用設備	8,223	1,348	361	6,074	4,032 (147)	20,039	6 (1)
株セラミックワン (横浜市戸塚区)	タイル・ 石材建築 工事事業	本社機能、 工事用設備	974	7,518	0	—	—	8,493	7 (1)
スマート・ブリッ ク株 (東京都大田区)	タイル・ 石材建築 工事事業	本社機能、 工事用設備	—	769	301	—	—	1,071	4 (1)
株CFノベルストーン (岐阜県多治見市)	建材卸売 事業	本社機能、 営業所	1,743	200	0	—	—	1,943	12 (7)
株ネット (愛知県春日井市)	電気通信 工事事業	本社機能、 工事用設備	—	16,459	826	14,224	—	31,510	32 (—)
株トライ (愛知県春日井市)	電気通信 工事事業	本社機能、 工事用設備	10,069	12,745	0	594	—	23,410	43 (1)

(注1) 現在休止中の主要な設備はありません。

(注2) 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均雇用人員を () 外数で記載しています。

(3) 在外子会社

該当する会社はありません。

**3 【設備の新設、除却等の計画】**

(1) 重要な設備の新設等

該当事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

## 第5 【発行者の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(株) (2020年8月31日)	公表日現在発行数(株) (2020年11月27日)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	1,119,600	839,700	279,900	279,900	東京証券取引所 (TOKYO PRO Market)	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式です。単元株式数は100株です。
計	1,119,600	839,700	279,900	279,900	—	—

#### (2) 【新株予約権等の状況】

会社法に基づき発行した新株予約権は、次の通りであります。

第1回新株予約権（2015年8月10日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2020年8月31日)	公表日の前月末現在 (2020年10月31日)
新株予約権の数(個)	1,769 (注1)	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	176,900 (注1、注2、注4)	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	368 (注3、注4)	同左
新株予約権の行使期間	自 2015年9月1日 至 2025年8月3日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 368 (注4) 資本組入額 184 (注4)	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。 ⑤ 新株予約権者は、行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができない。 (a) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第	同左

	<p>199条第3項及び同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。)。</p> <p>(b) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合(ただし、当該取引時点における当社普通株式の価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)。</p> <p>(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法等の方法により評価された株式評価額が行使価額未満となった場合。</p> <p>(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額未満となった場合。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸收分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下、「組織再編行為」という。)を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下、「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸收合併契約、新設合併契約、吸收分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案の上、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記「新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合に</p>	同左

	<p>おける増加する資本金及び資本準備金に関する事項 「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(7) 謙渡による新株予約権の取得の制限 謙渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 上記「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>	
--	--	--

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株です。

(注2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注3) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}} \times \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

(注4) 2017年11月27日開催の取締役会決議により、2017年12月7日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

### 第3回新株予約権（2015年12月30日臨時株主総会決議）

	最近事業年度末現在 (2020年8月31日)	公表日の前月末現在 (2020年10月31日)
新株予約権の数（個）	220（注1）	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	22,000（注1、注2、注4）	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	368（注3、注4）	同左
新株予約権の行使期間	自 2018年1月1日 至 2027年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 368（注4） 資本組入額 184（注4）	同左

新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 新株予約権者は、行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(a) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。</li> <li>(b) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（ただし、当該取引時点における当社普通株式の価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。</li> <li>(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法等の方法により評価された株式評価額が行使価額未満となった場合。</li> <li>(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額未満となった場合。</li> </ul>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</li> <li>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</li> <li>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数</li> </ul>	同左

	<p>組織再編行為の条件を勘案の上、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記「新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>
--	--

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株です。

(注2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注3) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}{\text{新規発行株式数}}} \times \frac{\text{新規発行} \times \text{1株あたり}}{\text{新規発行} \times \text{1株あたり}} \times \frac{\text{新規発行株式数}}{\text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

(注4) 2017年11月27日開催の取締役会決議により、2017年12月7日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

第4回新株予約権（2016年11月29日定時株主総会決議、2017年3月14日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (2020年8月31日)	公表日の前月末現在 (2020年10月31日)
新株予約権の数（個）	170（注1）	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	17,000（注1、注2、注4）	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	2,400（注3、注4）	同左
新株予約権の行使期間	自 2019年4月18日 至 2027年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,400（注4） 資本組入額 1,200（注4）	同左
新株予約権の行使の条件	<p>① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。</p> <p>② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。</p> <p>③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。</p> <p>④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。</p> <p>⑤ 新株予約権者は、行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を使用することができない。</p> <p>(a) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。</p> <p>(b) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（ただし、当該取引時点における当社普通株式の価値よりも著しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。）。</p> <p>(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法等の方法により評価された株式評価額が行使価額未満となった場合。</p> <p>(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額未満となった場合。</p>	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会	同左

	<p>社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案の上、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記「新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限 譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>
--	--

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株です。

(注2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注3) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \frac{1\text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行株式数}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times 1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

(注4) 2017年11月27日開催の取締役会決議により、2017年12月7日付で普通株式1株を100株に分割したことにより、「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」を調整しております。

#### 第6回新株予約権（2019年11月26日定時株主総会決議、2020年7月31日取締役会決議）

	最近事業年度末現在 (2020年8月31日)	公表日の前月末現在 (2020年10月31日)
新株予約権の数（個）	200（注1）	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数（個）	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数（株）	20,000（注1、注2）	同左
新株予約権の行使時の払込金額（円）	2,400（注3）	同左
新株予約権の行使期間	自 2022年8月11日 至 2027年12月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）	発行価格 2,400 資本組入額 1,200	同左
新株予約権の行使の条件	① 新株予約権者は、新株予約権の権利行使時においても、当社又は当社関係会社の取締役、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。 ② 新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めない。 ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における授権株式数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。 ④ 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。 ⑤ 新株予約権者は、行使期間において次に掲げる各事由が生じた場合には、残存する全ての本新株予約権を行使することができない。 (a) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の発行等が行われた場合（払込金額が会社法第199条第3項及び同法第200条第2項に定める「特に有利な金額である場合」を除く。）。 (b) 行使価額未満の価格を対価とする当社普通株式の売買その他の取引が行われた場合（ただし、当該取引時点における当社普通株式の価値よりも著	同左

	<p>しく低いと認められる価格で取引が行われた場合を除く。)。</p> <p>(c) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれの金融商品取引所にも上場されていない場合において、各事業年度末日を基準日としてDCF法等の方法により評価された株式評価額が行使価額未満となった場合。</p> <p>(d) 本新株予約権の目的である当社普通株式が日本国内のいずれかの金融商品取引所に上場された場合において、当該金融商品取引所における当社普通株式の普通取引の終値が行使価額未満となった場合。</p>	
新株予約権の譲渡に関する事項	譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要するものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	<p>当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）を行う場合において、組織再編行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。</p> <p>(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数 新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付する。</p> <p>(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類 再編対象会社の普通株式とする。</p> <p>(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数 組織再編行為の条件を勘案の上、「新株予約権の目的である株式の種類及び数」に準じて決定する。</p> <p>(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額 交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、組織再編行為の条件等を勘案の上、「新株予約権の行使に際して出資される財産の価額又は算定方法」で定められる行使価額を調整して得られる再編後行使価額に、上記「新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数」に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じた額とする。</p> <p>(5) 新株予約権を行使することができる期間 行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうち、いずれか遅い日から行使期間の末日までとする。</p> <p>(6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項 「増加する資本金及び資本準備金に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限</p>	同左

	<p>譲渡による新株予約権の取得の制限については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。</p> <p>(8) その他新株予約権の行使の条件 上記「新株予約権の行使の条件」に準じて決定する。</p> <p>(9) 新株予約権の取得事由及び条件 「新株予約権の取得に関する事項」に準じて決定する。</p> <p>(10) その他の条件については、再編対象会社の条件に準じて決定する。</p>	
--	--	--

(注1) 新株予約権1個につき目的となる株式数は100株です。

(注2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

(注3) 当社が時価を下回る価額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整によって生じる1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \frac{1\text{株あたり払込金額}}{\text{新規発行前の1株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、当社の発行済株式数から当社が保有する自己株式数を控除した数とします。また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げます。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、その他必要と認められる場合には、行使価額の調整を行うことができる。

### (3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

### (4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2017年12月 7 日 (注1)	種類株式 192	普通株式 2,607 種類株式 192	20,000	40,000	8,800	181,331
2017年12月 7 日 (注2)	普通株式 258,093 種類株式 19,008	普通株式 260,700 種類株式 19,200	—	40,000	—	181,331
2018年4月 3 日 (注3)	普通株式 19,200 種類株式 △19,200	普通株式 279,900	—	40,000	—	181,331
2020年8月31日 (注4)	—	普通株式 279,900	—	40,000	601	181,932

(注1) 名古屋中小企業投資育成㈱との総数引受契約による募集株式の発行に伴う増加であります。

(注2) 2017年11月27日開催の取締役会決議により、2017年12月 7 日付で普通株式及び種類株式1株をそれぞれ100株に分割しております。

(注3) 種類株式19,200株（100分割後）は第1種優先株式でしたが、2018年4月 3 日開催の臨時株主総会決議により、全数普通株式に変更しております。

(注4) 当社の連結子会社㈱ミヤガワ東京株式の追加取得に伴って増加しております。

(6) 【所有者別状況】

2020年8月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数100株)							単元未満 株式の状 況 (株)	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他		
					個人以外	個人			
株主数(人)	—	—	—	8	—	—	41	49	
所有株式数(単元)	—	—	—	317	—	—	2,482	2,799	
所有株式数の割合 (%)	—	—	—	11.3	—	—	88.7	100	

(注) 自己株式19,200株（192単元）は「個人その他」に含めております。

(7) 【大株主の状況】

2020年8月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	株式総数に対する所有株式数の割合(%)
倉地 朝子	岐阜県多治見市	77,300	27.62
倉地 太	岐阜県多治見市	44,600	15.93
石原 真理子	岐阜県多治見市	23,400	8.36
名古屋中小企業投資育成㈱	愛知県名古屋市中村区名駅南1-16-30	19,200	6.86
倉地 猛	岐阜県多治見市	17,900	6.40
倉地 晴幸	岐阜県多治見市	15,000	5.36
加藤 勝	岐阜県多治見市	7,000	2.50
石原 千雅	岐阜県多治見市	6,200	2.22
㈱紀伊大理石	横浜市泉区上飯田町4584-2	4,200	1.50
㈱オルスタンダード	東京都武蔵野市桜堤2-7-25	4,000	1.43
亀井 宏明	岐阜県多治見市	4,000	1.43
計	—	222,800	79.60

(注) 上記の他、自己株式が19,200株 (6.86%) あります。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2020年8月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 19,200	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式 260,700	2,607	権利内容に何ら限定がない、当社における標準となる株式であります。単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	279,900	—	—
総株主の議決権	—	2,607	—

② 【自己株式等】

2020年8月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) ㈱ひかりホールディングス	岐阜県多治見市笠原町1223-14	19,200	—	19,200	6.86
計	—	19,200	—	19,200	6.86

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、新株予約権方式によるストックオプション制度を採用しております。当該制度は、会社法に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、以下の通りであります。

第1回新株予約権（2015年8月10日臨時株主総会決議）

決議年月日	2015年8月10日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。

第3回新株予約権（2015年12月30日臨時株主総会決議）

決議年月日	2018年12月30日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役2、当社監査役1、子会社従業員2
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。

第4回新株予約権（2016年11月29日定時株主総会決議、2017年3月14日取締役会決議）

決議年月日	2017年3月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役4、当社従業員1
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。

第6回新株予約権（2019年11月26日定時株主総会決議、2020年7月31日取締役会決議）

決議年月日	2017年3月14日
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役1、当社従業員1、子会社取締役5、子会社従業員23
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。
株式の数（株）	同上
新株予約権の行使時の払込金額（円）	同上
新株予約権の行使期間	同上
新株予約権の行使の条件	同上
新株予約権の譲渡に関する事項	同上
代用払込みに関する事項	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2)【新株予約権等の状況】」に記載しております。

## 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	最近事業年度		最近期間	
	株式数 (株)	処分価額の 総額（円）	株式数 (株)	処分価額の 総額（円）
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	—	—	—	—
合併、株式交換、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他（一）	—	—	—	—
保有自己株式数	19,200	—	19,200	—

## 3 【配当政策】

当社では株主に対する利益還元を経営上の重要な政策として認識し、業績の状況、取り巻く環境及び中長期を展望した財務体質を勘案し、継続的かつ安定的に実施することを基本方針としております。

当社は、中間及び期末に剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。この剰余金の配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

なお、当連結会計年度の配当につきましては、内部留保資金の確保のため実施しておりません。内部留保資金につきましては、企業体質の強化、将来の事業展開のための資金等に充当してまいります。

今後の配当につきましては、財政状態、経営成績及び今後の事業計画を勘案し内部留保とのバランスを図りながらその実施を検討する所存であります。

#### 4 【株価の推移】

##### (1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第3期	第4期	第5期
決算年月	2018年8月	2019年8月	2020年8月
最高(円)	2,400	2,400	2,900
最低(円)	2,400	2,400	2,900

(注) 当社は、2018年5月16日に東京証券取引所TOKYO PRO Marketへ上場いたしました。最高・最低株価は同市場における取引価格であります。

##### (2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2020年3月	4月	5月	6月	7月	8月
最高(円)	—	—	—	—	—	2,900
最低(円)	—	—	—	—	—	2,900

(注1) 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおける取引価格であります。

(注2) 2020年3月から7月までにおいては売買実績がありません。

## 5 【役員の状況】

男性8名 女性一名 (役員のうち女性の比率－%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数(株)
代表取締役	社長	倉地 猛	1969年12月1日生	1988年4月 協和建材㈱入社 1993年4月 倉地タイル商会入社 2001年9月 ㈱ひかり工芸取締役就任 2004年11月 ㈱ひかり工芸代表取締役就任 2008年11月 ㈱ノベルストーンジャパン代表取締役就任 2011年1月 ㈱ネット代表取締役就任 (現在は取締役) 当社代表取締役社長就任 (現任) 2015年9月 ㈱トライ取締役就任 (現任) 2016年3月 ㈱ノベルストーンジャパン代表取締役就任 2018年5月 ㈱スマート・ブリック㈱代表取締役就任 2019年9月 CFノベルストーン取締役就任 (現任) 2019年10月 スマート・ブリック㈱取締役就任 (現任) 2020年9月 スマート・ブリック㈱取締役就任 (現任)	(注1)	(注3)	17,900
取締役	専務	倉地 太	1971年10月8日生	1990年4月 倉地タイル商会入社 2001年9月 ㈱ひかり工芸取締役就任 2004年11月 ㈱ひかり工芸専務取締役就任 当社専務取締役就任 (現任) 2015年9月 ㈱ひかり工芸代表取締役就任 (現任)	(注1)	(注3)	44,600
取締役	—	西尾 泰徳	1971年8月11日生	1995年4月 ㈱山弘タイル入社 1999年3月 ㈱コーワ入社 2005年3月 ㈱オザワモザイクワークス入社 2006年6月 ㈱サボインター・ナショナル入社 2010年6月 ㈱ケイズクラフト入社 2012年7月 ㈱ひかり工芸入社 2015年9月 当社取締役就任 (現任) 2020年9月 スマート・ブリック㈱代表取締役就任 (現任)	(注1)	(注3)	—
取締役	—	加藤 智裕	1977年8月18日生	1996年4月 ㈲ケイズクラフト入社 2011年1月 ㈱ケイズクラフト代表取締役就任 (現任) 当社取締役就任 (現任)	(注1)	(注3)	—
取締役	—	加藤 勝	1970年9月1日生	1989年4月 ㈲松田薬品入社 1992年2月 ㈱フォンテース入社 1997年8月 ㈱トライ入社 2004年2月 ㈱トライ取締役就任 2013年3月 ㈱トライ代表取締役就任 (現任) 当社取締役就任 (現任)	(注1)	(注3)	7,000
取締役	—	松岡 哲治	1971年4月26日生	1990年4月 ㈱大阪有線放送社 (現㈱USEN) 入社 1994年5月 ㈱スプラッシュ入社 1998年11月 ㈱トライ入社 2012年3月 ㈱トライ取締役就任 2015年9月 当社取締役就任 (現任) 2017年3月 ㈱ネット代表取締役就任 (現任)	(注1)	(注3)	—
取締役	—	逢坂 明彦	1975年1月25日生	1995年4月 ㈱クワザワ工業入社 2016年2月 ㈱セラミックワン入社 2018年11月 ㈱セラミックワン取締役就任 2020年9月 ㈱セラミックワン専務取締役就任 (現任) 当社取締役就任 (現任)	(注1)	—	—
監査役	—	岩田 修一	1970年4月28日生	1999年4月 弁護士登録、高橋正蔵法律事務所入所 2004年4月 岩田法律事務所設立、代表就任 (現任) 2014年6月 ㈱ひかり工芸監査役就任 2015年9月 当社監査役就任 (現任)	(注2)	(注3)	3,200
計							72,700

(注1) 取締役逢坂明彦氏の任期は、2020年8月期に係る定時株主総会終結の時から2021年8月期に係る定時株主総会終結の時までです。その他の取締役の任期は、2019年8月期に係る定時株主総会終結の時から2021年8月期に係る定時株主総会終結の時までです。

(注2) 監査役の任期は、2017年8月期に係る定時株主総会終結の時から2021年8月期に係る定時株主総会終結の時までです。

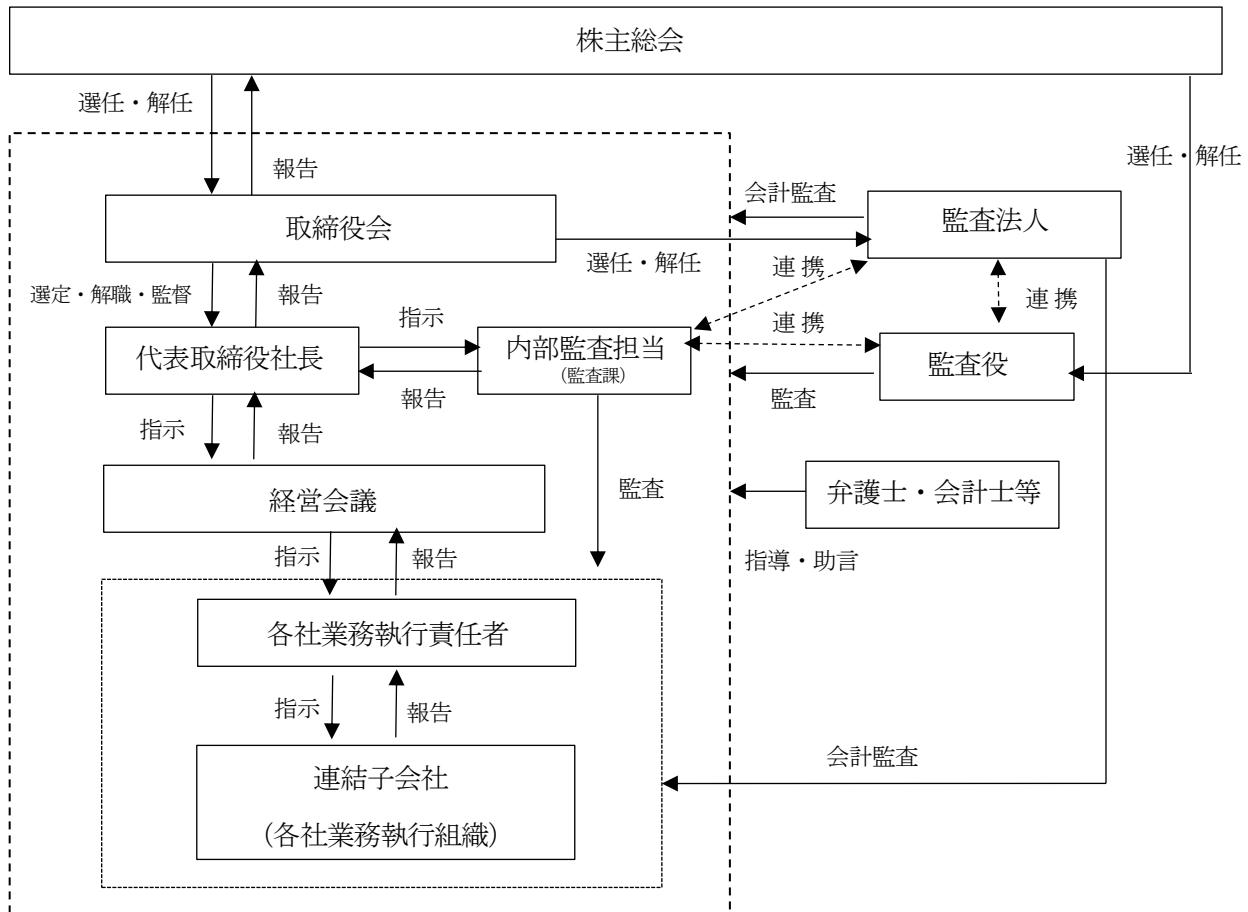
(注3) 2020年8月期における役員報酬の総額は81,680千円を支給しております。

(注4) 岩田修一氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

(注5) 倉地太氏は倉地猛氏の弟であります。

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

### (1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】



#### ①コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、経営環境が急速に変化する中で企業が安定的に成長・発展するためには、経営の効率性、健全性、透明性を高めていくことが必要不可欠と考えております。そのため、コーポレート・ガバナンスを拡充・徹底することが最重要課題と認識しております。

また、今後も社会環境の変化や法令等の施行に応じて、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるために必要な見直しを行い、ステークホルダーの皆様に対し公正な経営情報の開示の適正性を確保してまいります。

#### ②会社の機関の内容

##### イ. 取締役会

当社の取締役会は、7名の取締役で構成されております。

取締役会は、法令、定款及び株主総会決議に基づき、決裁権限規程、取締役会規程その他の当社諸規程等の会社運営の基礎となる諸基準を整備し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を確保しております。なお、定例取締役会が毎月1回、その他必要に応じて臨時取締役会が開催され、経営に関する重要事項を決定しております。

取締役は、会社の業務執行状況を取締役会に報告するものとしており、これをもとに、取締役会は取締役の職務執行を監督しております。

##### ロ. 監査役

当社は監査役制度を採用しており、1名で構成されております。

監査役は、監査役規程に基づき、取締役の業務執行状況を適正に監査しております。また、監査役は取締役会に出席し、取締役の職務の執行状況を監視するとともに、適宜必要な意見を述べております。

#### ハ. 会計監査

当社は、監査法人コスモスと監査契約を締結し、独立した立場から「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。なお2020年8月期において監査を執行した公認会計士は新開智之氏、小室豊和氏、犬飼宗次氏の3名であり、いずれも継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士10名その他6名であります。

なお、当社と監査法人及び監査に従事する公認会計士・補助者との間には特別の利害関係はありません。

#### ③内部統制システムの整備の状況

当社は、職務権限規程の遵守により、業務を合理的に分担することで、特定の組織並びに特定の担当者に業務や権限が集中することを回避し、内部牽制機能が適切に働くよう努めています。

#### ④内部監査及び監査役の状況

当社の内部監査は、管理部監査課（担当者2名）が主管部署として業務を監査し、管理部監査課の監査は代表取締役社長が実施しております。各部の監査結果並びに改善点につきましては、内部監査担当者より、代表取締役社長に対し報告書並びに改善要望書を提出する体制を取っております。社外監査役へは、取締役会資料を事前に送付し、必要に応じて各部門から事前説明や協議等を実施しております。また、社外監査役は内部監査担当者と必要に応じてミーティングを実施して適宜連携を図っている他、会計監査人とも定期的に意見交換を実施するなど三様監査の実効性確保に努めています。

#### ⑤リスク管理体制の整備の状況

当社のリスク管理体制は、リスク管理の主管部署として管理部が情報の一元化を行なっております。また、当社は企業経営及び日常の業務に関して、必要に応じて弁護士等の複数の専門家から経営判断上の参考とするためのアドバイスを受ける体制を取っております。

#### ⑥社外取締役及び社外監査役の状況

当社の社外監査役は1名を選任しております。

社外監査役の岩田修一氏は弁護士であり、法律の専門家としての豊富な実務経験と知識を有しております。なお、同氏は当社普通株式3,200株を保有しておりますが、その他、同氏と当社との間には特別な利害関係はありません。

なお、当社は、社外取締役の重要性については認識しておりますが、当社の経営規模・体制を総合的に勘案すると、ガバナンスは適正に構築、運用されていることを踏まえ、社外取締役を選任しておりません。当社といたしましては、今後、経営における社外取締役の役割について、十分な議論と検証を重ね、設置の必要性があると判断する場合には、具体的に検討してまいりたいと存じます。

また、当社は、社外取締役または社外監査役の独立性に関する基準または方針について特段の定めはありませんが、選任に際しては、客観的、中立の経営監視機能が十分に発揮されるよう、取引関係等を考慮した上で、選任しております。

#### ⑦ 役員報酬の内容

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額 (千円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	賞与	ストック オプション	
取締役（社外取締役を除く）	79,040	79,040	—	—	6
監査役（社外監査役を除く）	—	—	—	—	—
社外役員	2,640	2,640	—	—	1

#### ⑧取締役及び監査役の定数

当社の取締役は10名以内、監査役は3名以内とする旨を定款で定めております。

## ⑨取締役の選任決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨及び累積投票によらないものとする旨を定款で定めています。

## ⑩株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行うため、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。

## ⑪自己の株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議をもって、自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

## ⑫中間配当に関する事項

当社は、株主への機動的な利益還元を可能とするため、会社法第454条第5項の定めに基づき、取締役会の決議により中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

## ⑬取締役及び監査役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できる環境を整備するため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠った取締役（取締役であったものを含む。）及び監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を法令の限度において、取締役会の決議によって免除できる旨を定款に定めております。

## ⑭社外監査役との責任限定契約の内容の概要

当社と社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低限度額としております。なお、当該責任限定契約が認められるのは、当該社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限られます。

## ⑮株式の保有状況

該当事項はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

①【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（千円）	非監査業務に基づく報酬（千円）
発行者	12,000	—
連結子会社	—	—
計	12,000	—

②【その他重要な報酬の内容】

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

③【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

(最近連結会計年度)

該当事項はありません。

④【監査報酬の決定方針】

当社の事業規模等を勘案して監査報酬額を決定しております。

## 第6 【経理の状況】

### 1 連結財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(1976年大蔵省令第28号)に基づいて作成しております。
- (2) 当社の連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

### 2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当連結会計年度（2019年9月1日から2020年8月31日まで）の連結財務諸表について、監査法人コスモスにより監査を受けております。

## 1 【連結財務諸表等】

### (1) 【連結財務諸表】

#### ①【連結貸借対照表】

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
<b>資産の部</b>		
<b>流動資産</b>		
現金及び預金	427, 918	566, 063
受取手形及び売掛金	94, 823	105, 160
電子記録債権	20, 062	6, 869
完成工事未収入金	148, 773	128, 462
商品及び製品	77, 836	96, 747
未成工事支出金	115, 840	432, 617
原材料及び貯蔵品	3, 246	4, 895
前渡金	19, 437	23, 594
未収還付法人税等	455	29, 406
未収消費税等	13, 654	22, 244
その他	21, 193	37, 817
貸倒引当金	△794	△577
<b>流動資産合計</b>	<b>942, 448</b>	<b>1, 453, 300</b>
<b>固定資産</b>		
<b>有形固定資産</b>		
建物及び構築物（純額）	※2 45, 009	※2 85, 419
機械装置及び運搬具（純額）	51, 185	43, 236
工具、器具及び備品（純額）	3, 152	2, 230
土地	※2 45, 140	※2 49, 172
リース資産（純額）	99, 281	136, 164
<b>有形固定資産合計</b>	<b>※1 243, 768</b>	<b>※1 316, 222</b>
<b>無形固定資産</b>		
のれん	181, 513	217, 429
その他	824	586
<b>無形固定資産合計</b>	<b>182, 338</b>	<b>218, 015</b>
<b>投資その他の資産</b>		
投資有価証券	28, 514	26, 384
保険積立金	78, 188	70, 430
差入保証金	45, 927	43, 254
繰延税金資産	10, 155	12, 364
その他	9, 949	20, 133
貸倒引当金	△3, 080	△3, 080
<b>投資その他の資産合計</b>	<b>169, 655</b>	<b>169, 486</b>
<b>固定資産合計</b>	<b>595, 762</b>	<b>703, 725</b>
<b>資産合計</b>	<b>1, 538, 211</b>	<b>2, 157, 025</b>

	(単位：千円)	
	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
<b>負債の部</b>		
<b>流動負債</b>		
買掛金	30,407	50,388
工事未払金	78,979	110,559
短期借入金	130,000	160,000
1年内償還予定の社債	—	7,000
1年内返済予定の長期借入金	※2 147,489	※2 150,174
リース債務	17,841	25,127
未払金	80,499	70,801
未払費用	55,831	39,197
未払法人税等	39,511	2,837
未払消費税等	29,797	38,927
未成工事受入金	41,214	398,929
前受金	20,372	32,633
賞与引当金	10,215	7,868
その他	14,148	26,066
<b>流動負債合計</b>	<b>696,309</b>	<b>1,120,511</b>
<b>固定負債</b>		
社債	—	39,500
長期借入金	※2 419,258	※2 463,791
リース債務	83,745	114,008
繰延税金負債	—	998
長期未払金	31,476	30,259
役員退職慰労引当金	150,000	150,000
<b>固定負債合計</b>	<b>684,480</b>	<b>798,557</b>
<b>負債合計</b>	<b>1,380,789</b>	<b>1,919,069</b>
<b>純資産の部</b>		
<b>株主資本</b>		
資本金	40,000	40,000
資本剰余金	181,331	181,932
利益剰余金	△38,604	44,457
自己株式	△28,925	△28,925
<b>株主資本合計</b>	<b>153,802</b>	<b>237,464</b>
<b>その他の包括利益累計額</b>		
その他有価証券評価差額金	262	△2,865
<b>その他の包括利益累計額合計</b>	<b>262</b>	<b>△2,865</b>
<b>新株予約権</b>	<b>937</b>	<b>937</b>
<b>非支配株主持分</b>	<b>2,420</b>	<b>2,420</b>
<b>純資産合計</b>	<b>157,422</b>	<b>237,956</b>
<b>負債純資産合計</b>	<b>1,538,211</b>	<b>2,157,025</b>

②【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
売上高	2,180,815	2,953,639
売上原価	※1 1,564,001	※1 2,151,903
売上総利益	616,813	801,735
販売費及び一般管理費		
給料及び賞与	96,318	162,036
役員報酬	104,865	129,425
賞与引当金繰入額	572	1,176
退職給付費用	3,414	676
法定福利費	28,356	33,714
運送費及び保管費	22,885	39,118
賃借料	49,896	62,754
保険料	31,861	23,282
旅費交通費	29,508	27,539
減価償却費	7,311	20,769
のれん償却額	9,553	24,413
貸倒引当金繰入額	370	△324
その他	205,864	228,161
販売費及び一般管理費合計	590,779	752,742
営業利益	26,034	48,993
営業外収益		
受取利息	99	190
受取配当金	243	428
受取家賃	5,908	7,731
その他	9,765	11,848
営業外収益合計	16,016	20,199
営業外費用		
支払利息	14,963	14,407
その他	1,356	5,454
営業外費用合計	16,319	19,862
経常利益	25,731	49,330
特別利益		
固定資産売却益	※2 3,123	※2 305
投資有価証券売却益	—	46,604
保険積立金解約益	25,479	22,606
特別利益合計	28,603	69,516
特別損失		
固定資産処分損	※3 3,074	※3 122
保険積立金解約損	—	20,679
特別損失合計	3,074	20,801
税金等調整前当期純利益	51,261	98,044
法人税、住民税及び事業税	24,394	13,520
法人税等還付税額	△455	—
法人税等調整額	4,669	421
法人税等合計	28,608	13,942
当期純利益	22,652	84,102
非支配株主に帰属する当期純利益	220	1,041
親会社株主に帰属する当期純利益	22,432	83,061

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
当期純利益	22,652	84,102
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	262	△3,128
その他の包括利益合計	※1, 2 262	※1, 2 △3,128
包括利益	22,914	80,973
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	22,694	79,932
非支配株主に係る包括利益	220	1,041

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

(単位：千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	その他の包 括利益累計 額合計			
当期首残高	40,000	181,331	△61,036	△28,925	131,370	—	—	937	2,420	134,727
当期変動額										
親会社株主に帰属 する当期純利益			22,432		22,432					22,432
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—	262	262	—	—	262
当期変動額合計	—	—	22,432	—	22,432	262	262	—	—	22,694
当期末残高	40,000	181,331	△38,604	△28,925	153,802	262	262	937	2,420	157,422

当連結会計年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

(単位：千円)

	株主資本					その他の包括利益累計額		新株 予約権	非支配 株主持分	純資産 合計
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	株主資本 合計	その他有 価証券評 価差額金	その他の包 括利益累計 額合計			
当期首残高	40,000	181,331	△38,604	△28,925	153,802	262	262	937	2,420	157,422
当期変動額										
連結子会社株式の追加取得 に伴う持分の増減		601			601					601
親会社株主に帰属 する当期純利益			83,061		83,061					83,061
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）					—	△3,128	△3,128	—	—	△3,128
当期変動額合計	—	601	83,061	—	83,662	△3,128	△3,128	—	—	80,533
当期末残高	40,000	181,932	44,457	△28,925	237,464	△2,865	△2,865	937	2,420	237,956

④【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>		
税金等調整前当期純利益	51,261	98,044
減価償却費	43,376	58,857
のれん償却額	9,553	24,413
貸倒引当金の増減額（△は減少）	△142	△324
賞与引当金の増減額（△は減少）	5,471	△2,347
受取利息及び受取配当金	△343	△618
支払利息	14,963	14,407
投資有価証券売却益	—	△46,604
保険積立金解約益	△25,479	△22,606
固定資産処分損	3,074	122
保険積立金解約損	—	20,679
売上債権の増減額（△は増加）	20,236	33,978
たな卸資産の増減額（△は増加）	1,496	△333,799
仕入債務の増減額（△は減少）	13,962	49,019
未払金の増減額（△は減少）	△18,299	△34,077
未払費用の増減額（△は減少）	23,649	△18,147
未払消費税等の増減額（△は減少）	12,214	3,642
未成工事受入金の増減額（△は減少）	△57,152	357,714
その他	22,560	△25,571
<b>小計</b>	<b>120,401</b>	<b>176,781</b>
利息及び配当金の受取額	278	511
利息の支払額	△14,604	△14,321
法人税等の支払額	△26,177	△46,586
法人税等の還付額	1,973	2,260
<b>営業活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>81,871</b>	<b>118,646</b>
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>		
定期預金の預入による支出	△107,340	△13,470
投資有価証券の取得による支出	—	△25,938
投資有価証券の売却による収入	—	70,354
有形固定資産の取得による支出	△45,925	△74,541
保険積立金の積立による支出	△18,211	△15,771
保険積立金の解約による収入	26,735	38,339
連結範囲の変更を伴う子会社株式の取得による支出	※2 △186,028	※2 △7,750
事業譲受による支出	—	△45,000
その他	4,848	11,875
<b>投資活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>△325,921</b>	<b>△61,901</b>
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>		
短期借入金の純増減額（△は減少）	110,000	30,000
長期借入れによる収入	373,500	208,000
長期借入金の返済による支出	△263,108	△166,727
社債の発行による収入	—	49,116
リース債務の返済による支出	△22,688	△21,664
その他	△1,950	△16,285
<b>財務活動によるキャッシュ・フロー</b>	<b>195,752</b>	<b>82,439</b>
現金及び現金同等物に係る換算差額（△は減少）	△13	—
現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	△48,310	139,184
現金及び現金同等物の期首残高	364,027	315,716
現金及び現金同等物の期末残高	※1 315,716	※1 454,900

## 【注記事項】

### (連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1) 連結子会社の数 9社

連結子会社名：㈱ひかり工芸、㈱ケイズクラフト、㈱セラミックワン、スマート・ブリック㈱、㈱CFノベルストーン、㈱ネット、㈱トライ、㈱ミヤガワ東京、㈱CI'Sイノベーションズ

スマート・ブリック㈱及び㈱ミヤガワ東京は、当連結会計年度において株式の全てを取得し子会社化したため連結の範囲に含めております。また、㈱CFノベルストーン（旧社名 ㈱ノベルストーンジャパン）及び㈱CI'Sイノベーションズ（旧社名 ㈱ストーンフリー）は当連結会計年度において社名を変更しております。

#### 2. 連結子会社の事業年度等に関する事項

すべての連結子会社の決算日は連結決算日（8月31日）と一致しております。

#### 3. 会計方針に関する事項

##### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

###### ①有価証券

###### (イ) その他有価証券

時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定）

時価のないもの：主として移動平均法による原価法によっております。

###### ②たな卸資産

###### (イ) 商品

総平均法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

###### (ロ) 製品、未完工事支出金、原材料

個別法による原価法（貸借対照表価額は、収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）を採用しております。

###### (ハ) 貯蔵品

最終仕入原価法を採用しております。

##### (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

###### ① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。ただし、2016年3月31日以前に取得した建物（建物附属設備は除く）、及び2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物及び構築物 12～24年

機械装置及び運搬具 6～12年

工具、器具及び備品 4～6年

###### ② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

###### ③ リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

##### (3) 重要な引当金の計上基準

###### ① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

###### ② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度分に見合う分

を計上しております。

③役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支出に充てるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

完工工事高及び完工工事原価の計上基準：当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事契約については工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）を適用し、その他の工事契約については、工事完成基準を適用しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、発生時以降5～10年間の均等償却で行っております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、隨時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項

消費税等の会計処理：消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

**(未適用の会計基準等)**

- ・「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」（IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606）を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわせない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定期

2022年8月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「収益認識に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

- ・「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準第9号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日 企業会計基準委員会）
- ・「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）及び米国財務会計基準審議会（FASB）が、公正価値測定についてほぼ同じ内容の詳細なガイダンス（国際財務報告基準（IFRS）においてはIFRS第13号「公正価値測定」、米国会計基準においてはAccounting Standards CodificationのTopic 820「公正価値測定」）を定めている状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、主に金融商品の時価に関するガイダンス及び開示に関して、日本基準を国際的な会計基準との整合性を図る取組みが行われ、「時価の算定に関する会計基準」等が公表されたものです。

企業会計基準委員会の時価の算定に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、統一的な算定方法を用いることにより、国内外の企業間における財務諸表の比較可能性を向上させる観点から、IFRS第13号の定めを基本的にすべて取り入れることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮し、財務諸表間の比較可能性を大きく損なわせない範囲で、個別項目に対するその他の取扱いを定めることとされております。

(2) 適用予定日

2022年8月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「時価の算定に関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で未定であります。

- ・「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

国際会計基準審議会（IASB）が2003年に公表した国際会計基準（IAS）第1号「財務諸表の表示」（以下「IAS 第1号」）第125項において開示が求められている「見積りの不確実性の発生要因」について、財務諸表利用者にとって有用性が高い情報として日本基準においても注記情報として開示を求める検討するよう要望が寄せられ、企業会計基準委員会において、会計上の見積りの開示に関する会計基準（以下「本会計基準」）が開発され、公表されたものです。

企業会計基準委員会の本会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、個々の注記を拡充するのではなく、原則（開示目的）を示したうえで、具体的な開示内容は企業が開示目的に照らして判断することとされ、開発にあたっては、IAS第1号第125項の定めを参考とすることとしたものです。

(2) 適用予定日

2021年8月期の年度末から適用します。

- ・「会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（企業会計基準第24号 2020年3月31日 企業会計基準委員会）

(1) 概要

「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実について検討することが提言されたことを受け、企業会計基準委員会において、所要の改正を行い、会計方針の開示、会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準として公表されたものです。

なお、「関連する会計基準等の定めが明らかでない場合に採用した会計処理の原則及び手続」に係る注記情報の充実を図るために際しては、関連する会計基準等の定めが明らかな場合におけるこれまでの実務に影響を及ぼさないために、企業会計原則注解（注1-2）の定めを引き継ぐこととされております。

(2) 適用予定日

2021年8月期の年度末から適用します。

**(表示方法の変更)**

(連結貸借対照表関係)

前連結会計年度において流動資産の「その他」に含めて表示していた「未収消費税等」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしております。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において、流動資産の「その他」に表示していた34,848千円は、「未収消費税等」13,654千円及び「その他」21,193千円として組み替えております。

また、前連結会計年度において独立掲記していた投資その他の資産の「従業員に対する長期貸付金」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「その他」に含めて表示しております。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財務諸表の組替えを行っております。この結果、前連結会計年度の連結貸借対照表において投資その他の資産の「従業員に対する長期貸付金」に表示していた2,990千円を投資その他の資産の「その他」として組み替えております。

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

前連結会計年度において独立掲記していた「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「役員又は従業員に対する長期貸付けによる支出」は、金額的重要性が乏しくなったため、当連結会計年度より「投資活動によるキャッシュ・フロー」の「その他」に含めて表示しております。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む）

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	197,977千円	228,654千円

※2 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
建物及び構築物（純額）	10,261千円	9,118千円
土地	38,240	38,240
関係会社株式（連結消去前金額）	300,000	300,000
合計	348,501	347,358

担保付債務は、次の通りであります。

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
1年内返済予定の長期借入金	26,432千円	35,412千円
長期借入金	185,488	197,696
合計	211,920	233,108

3 受取手形割引高、受取手形裏書譲渡高及び電子記録債権裏書譲渡高

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
受取手形割引高	53,335千円	43,131千円
受取手形裏書譲渡高	3,704	33,752
電子記録債権裏書譲渡高	36,727	35,612

(連結損益計算書関係)

※1 棚卸資産評価損

期末棚卸高は収益性の低下に基づく簿価切下げ後の金額であり、以下の通り棚卸資産評価損が売上原価に含まれております。

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
棚卸資産評価損	2,133千円	3,119千円

※2 固定資産売却益の内容は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
機械装置及び運搬具	3,123千円	305千円

※3 固定資産処分損の内容は次の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
機械装置及び運搬具	3,011千円	122千円
工具、器具及び備品	62	—

(連結包括利益計算書関係)

※1 その他の包括利益に係る組替調整額

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
その他有価証券評価差額金 :		
当期発生額	399千円	△4,759千円
組替調整額	—	—
税効果調整前合計	399	△4,759
税効果額	△137	1,631
その他の包括利益合計	262	△3,128

※2 その他の包括利益に係る税効果額

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
その他有価証券評価差額金 :		
税効果調整前	399千円	△4,759千円
税効果額	△137	1,631
税効果調整後	262	△3,128
その他の包括利益合計		
税効果調整前	399	△4,759
税効果額	△137	1,631
税効果調整後	262	△3,128

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	279,900	—	—	279,900
合計	279,900	—	—	279,900
自己株式				
普通株式	19,200	—	—	19,200
合計	19,200	—	—	19,200

2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる株 式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (千円)
			当連結会計 年度期首	当連結会計 年度増加	当連結会計 年度減少	当連結会計 年度末	
提出会社 (親会社)	第1回新株予約権	普通株式	176,900	—	—	176,900	937
	第3回新株予約権	普通株式	25,000	—	—	25,000	—
	第4回新株予約権 (注1)	普通株式	20,000	—	—	20,000	—
	合計	—	221,900	—	—	221,900	937

(注1) 権利行使期間の初日は到来しておりません。

3. 配当に関する事項

該当事項はありません

当連結会計年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	279,900	—	—	279,900
合計	279,900	—	—	279,900
自己株式				
普通株式	19,200	—	—	19,200
合計	19,200	—	—	19,200

## 2. 新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の目的となる株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計年度末残高(千円)
			当連結会計年度期首	当連結会計年度増加	当連結会計年度減少	当連結会計年度末	
提出会社 (親会社)	第1回新株予約権	普通株式	176,900	—	—	176,900	937
	第3回新株予約権	普通株式	25,000	—	3,000	22,000	—
	第4回新株予約権	普通株式	20,000	—	3,000	17,000	—
	第6回新株予約権 (注1)	普通株式	—	20,000	—	20,000	—
	合計	—	221,900	20,000	6,000	235,900	937

(注1) 権利行使期間の初日は到来しておりません。

## 3. 配当に関する事項

該当事項はありません。

### (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は下記の通りであります。

	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
現金及び預金勘定	427,918千円	566,063千円
預入期間が3ヶ月を超える定期預金	△112,202	△111,162
現金及び現金同等物	315,716	454,900

※2 株式の取得により新たに連結子会社となった会社の資産及び負債の主な内訳

前連結会計年度(自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)

株式の取得により新たに㈱セラミックワンを連結子会社としたことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出は次の通りであります。

流動資産	360,198千円
固定資産	108,058
流動負債	△195,419
固定負債	△163,905
のれん	191,067
同社株式の取得価額	300,000
現金及び現金同等物	△113,971
差引：取得のための支出	△186,028

当連結会計年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

株式の取得により新たにスマート・ブリック㈱を連結子会社としたことに伴う連結開始時の資産及び負債の内訳並びに株式の取得価額と取得のための支出は次の通りであります。

流動資産	16,615千円
固定資産	13,341
流動負債	△30,787
固定負債	△5,945
のれん	16,775
同社株式の取得価額	10,000
現金及び現金同等物	△2,249
差引：取得のための支出	△7,750

#### (リース取引関係)

(借主側)

##### 1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

###### (1) リース資産の内容

###### ① 有形固定資産

主として、「機械装置及び運搬具」であります。

###### ② 無形固定資産

主として、「ソフトウェア」であります。

###### (2) リース資産の減価償却の方法

【注記事項】「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項 3. 会計方針に関する事項 (2)

重要な減価償却資産の減価償却の方法 ③ リース資産」に記載の通りであります。

##### 2. オペレーティング・リース取引

内容の重要性が乏しいため、記載を省略しております。

#### (金融商品関係)

##### 1. 金融商品の状況に関する事項

###### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行等の金融機関からの借入及び新株発行による方針であります。また、デリバティブ取引に関しては行わない方針であります。

###### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金及び完工工事未収入金は顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金及び工事未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

借入金及び社債のうち、短期借入金は主に一時的な運転資金に係る資金調達であり、長期借入金及び社債は、主に長期債務の借換え及び設備投資に係る資金調達であります。

###### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

###### ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、経常的に発生しており、担当者が、所定の手続きに従い、債権回収の状況を定期的にモニタリングし、支払遅延の早期把握や回収リスクの軽減を図っております。

特に金額等の重要性が高い取引については、取締役会において、取引実行の決定や回収状況の報告などを行います。

###### ② 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

営業債務及び未払金については月次単位での支払予定を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。（（注4）をご参照ください。）

前連結会計年度（2019年8月31日）

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	427,918	427,918	—
(2) 受取手形及び売掛金	94,823	94,823	—
(3) 電子記録債権	20,062	20,062	—
(4) 完成工事未収入金	148,773	148,773	—
(5) 投資有価証券	28,514	28,514	—
<b>資産計</b>	<b>720,093</b>	<b>720,093</b>	<b>—</b>
(1) 買掛金	30,407	30,407	—
(2) 工事未払金	78,979	78,979	—
(3) 短期借入金	130,000	130,000	—
(4) 未払金	71,886	71,886	—
(5) 未払費用	55,831	55,831	—
(6) 未払法人税等	39,511	39,511	—
(7) 未払消費税等	29,797	29,797	—
(9) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	566,747	566,746	△0
(10) リース債務（1年内返済予定を含む）	101,587	90,970	△10,616
(11) 長期未払金（1年内返済予定を含む）	40,089	37,269	△2,820
<b>負債計</b>	<b>1,144,838</b>	<b>1,131,400</b>	<b>△13,437</b>

当連結会計年度（2020年8月31日）

	連結貸借対照表 計上額(千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	566,063	566,063	—
(2) 受取手形及び売掛金	105,160	105,160	—
(3) 電子記録債権	6,869	6,869	—
(4) 完成工事未収入金	128,462	128,462	—
(5) 投資有価証券	26,384	26,384	—
<b>資産計</b>	<b>832,939</b>	<b>832,939</b>	<b>—</b>
(1) 買掛金	50,388	50,388	—
(2) 工事未払金	110,559	110,559	—
(3) 短期借入金	160,000	160,000	—
(4) 未払金	62,825	62,825	—
(5) 未払費用	39,197	39,197	—
(6) 未払法人税等	2,837	2,837	—
(7) 未払消費税等	38,927	38,927	—
(8) 社債（1年内償還予定を含む）	46,500	46,499	△0
(9) 長期借入金（1年内返済予定を含む）	613,965	613,420	△544
(10) リース債務（1年内返済予定を含む）	139,136	139,031	△104
(11) 長期未払金（1年内返済予定を含む）	38,235	36,548	△1,687
<b>負債計</b>	<b>1,302,573</b>	<b>1,300,236</b>	<b>△2,336</b>

(注1) 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金、(3) 電子記録債権、(4) 完成工事未収入金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(5) 投資有価証券

投資有価証券はその他有価証券として保有しており、これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 工事未払金、(3) 短期借入金、(4) 未払金、(5) 未払費用、(6) 未払法人税等、(7) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。

(8) 社債（1年内償還予定を含む）、(9) 長期借入金（1年内返済予定を含む）、(10) リース債務（1年内返済予定を含む）、(11) 長期未払金（1年内返済予定を含む）

元利金の合計額を新規に同様の社債発行、借入又はリース取引等を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2019年8月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	427,918	—	—	—
受取手形及び売掛金	94,823	—	—	—
電子記録債権	20,062	—	—	—
完成工事未収入金	148,773	—	—	—
<b>合計</b>	<b>691,578</b>	<b>—</b>	<b>—</b>	<b>—</b>

当連結会計年度（2020年8月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	566,063	—	—	—
受取手形及び売掛金	105,160	—	—	—
電子記録債権	6,869	—	—	—
完成工事未収入金	128,462	—	—	—
合計	806,554	—	—	—

(注3) 長期借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2019年8月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	130,000	—	—	—	—	—
長期借入金（1年内返済予定を含む）	147,489	117,606	96,469	79,444	52,699	73,040
リース債務（1年内返済予定を含む）	17,841	14,788	14,392	13,144	11,301	30,118
長期未払金（1年内返済予定を含む）	8,613	6,849	6,736	7,478	4,505	5,906
合計	303,943	139,244	117,598	100,066	68,505	109,064

当連結会計年度（2020年8月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
短期借入金	160,000	—	—	—	—	—
社債（1年内償還予定を含む）	7,000	7,000	7,000	7,000	7,000	11,500
長期借入金（1年内返済予定を含む）	150,174	130,537	113,262	87,267	56,272	76,453
リース債務（1年内返済予定を含む）	25,127	24,234	23,206	21,407	23,032	22,127
長期未払金（1年内返済予定を含む）	7,975	7,746	8,543	5,689	5,294	2,984
合計	350,277	169,518	152,012	121,364	91,599	113,065

(注4) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額

区分	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
差入保証金	45,927千円	43,254千円

上記については、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表に含めておりません。

**(有価証券関係)**

前連結会計年度（2019年8月31日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

当連結会計年度（2020年8月31日）

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(ストック・オプション等関係)

1. ストック・オプションに係る費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第6回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2名	当社取締役 3名 当社監査役 1名 子会社従業員 2名	当社取締役 5名 当社従業員 1名	当社取締役 1名 当社従業員 1名 子会社取締役 5名 子会社従業員 23名
株式の種類別のストック・オプションの数（注1）	普通株式 176,900株	普通株式 22,000株	普通株式 25,000株	普通株式 20,000株
付与日	2015年9月1日	2015年12月30日	2017年4月16日	2020年7月31日
権利確定条件	「第5【発行者の状況】 1【株式等の状況】(2) 【新株予約権等の状況】」に記載の通りであります。	同左	同左	同左
対象勤務期間	期間の定めなし	同左	同左	同左
権利行使期間	自 2015年9月1日 至 2025年8月3日	自 2018年1月1日 至 2027年12月31日	自 2019年4月18日 至 2027年12月31日	自 2022年8月11日 至 2027年12月31日

(注1) 株式数に換算して記載しております。なお、2017年12月7日付株式分割（1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度（2020年8月期）において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① ストック・オプションの数

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第6回新株予約権
権利確定前（株）				
前連結会計年度末	—	—	—	—
付与	—	—	—	20,000
失効	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	20,000
権利確定後（株）				
前連結会計年度末	176,900	25,000	20,000	—
権利確定	—	—	—	—
権利行使	—	—	—	—
失効	—	3,000	3,000	—
未行使残	176,900	22,000	17,000	—

(注1) 2017年12月7日付株式分割（1株につき100株の割合）による分割後の株式数に換算しております。

② 単価情報

	第1回新株予約権	第3回新株予約権	第4回新株予約権	第6回新株予約権
権利行使価格（円）	368	368	2,400	2,400
行使時平均株価（円）	—	—	—	—
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—	—

(注1) 2017年12月7日付株式分割（1株につき100株の割合）による分割後の価格に換算しております。

3. 当連結会計年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

ストック・オプションの公正な評価単価に代え、ストック・オプションの単位当たりの本源的価値の見積りに基づいて算定を行っております。また、単位当たりの本源的価値の算定基礎となる自社の株式の評価方法は、類似会社比準方式に基づく分析結果を勘案し算定した価格を用いております。

4. ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積は困難であるため、実績の失効数のみを反映される方法を採用しております。

5. ストック・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当連結会計年度末における本源的価値の合計額	512,114千円
当連結会計年度中において権利行使された本源的価値の合計額	一千円

## (企業結合等関係)

### (取得による企業結合)

当社は、2019年9月2日開催の取締役会決議に基づき、2019年9月12日付でスマート・ブリック株の発行済株式100.0%を取得いたしました。

#### 1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及び事業内容：(名称)スマート・ブリック株、(事業内容)レンガ工事業等

(2) 企業結合を行った主な理由：

スマート・ブリック株は創業以来、レンガ工事業を営んでおり、一般個人住宅等の施工業務を中心に行っております。当社グループのタイル・石材加工販売事業及び建材卸売事業との親和性が高く、同社の高い技術力と当社グループの企画・設計力の相乗効果を發揮し、相互の収益力及び競争力の強化に寄与するものと判断しております。経営資源の最適化を図り、当該領域の事業拡大及び収益性の改善を促進してまいります。

(3) 企業結合日：2019年9月1日（みなし取得日）

(4) 企業結合の法的形式：現金を対価とする株式の取得

(5) 企業結合後の名称：結合後の企業の名称に変更はありません。

(6) 取得した議決権比率：100.0%

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠：

当社が現金を対価として株式を取得したことによるものであります。

#### 2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

当事者間の合意により非開示とさせていただきます。

#### 3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

デューデリジェンス費用等 7,000千円

#### 4. 発生したのれんの金額、発生原因、償却の方法及び償却期間

(1) 発生したのれんの金額：16,775千円

(2) 発生原因：

取得原価が、受け入れた資産及び引き受けた負債に配分された純額を上回ったため、その差額をのれんとして認識しております。

(3) 債却方法及び償却期間：10年にわたる均等償却

#### 5. 企業結合により受け入れた資産及び引き受けた負債

流動資産：16,615千円、固定資産：13,341千円、資産合計：29,957千円

流動負債：30,787千円、固定負債：5,945千円、負債合計：36,732千円

#### 6. 当連結会計年度に係る連結損益計算書に含まれる被取得企業の業績の期間

2019年9月1日から2020年8月31日まで

#### 7. 企業結合が連結会計年度の開始日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

みなし取得日が当連結会計年度の開始日（2019年9月1日）であるため、影響はありません。

(子会社による事業譲受)

当社連結子会社である㈱ミヤガワ東京は、2020年3月30日開催の取締役会決議に基づき、㈱ミヤガワより東京プロフォート事業部の建築写真事業を譲り受けました。

1. 企業結合の概要

(1) 相手先企業の名称及び事業の内容：(名称) ㈱ミヤガワ (事業内容) 建築写真事業

(2) 企業結合を行った主な理由：

当社グループが展開するタイル・石材加工販売事業、タイル・石材建築工事事業及び建材卸売事業に加えて、建築写真撮影サービスを提供することにより、建築関連事業のラインナップの充実を図り、当社グループの収益力及び競争力の強化に寄与するものと判断しております。

(3) 企業結合日：2020年3月30日

(4) 企業結合の法的形式：現金を対価とする事業譲受

(5) 企業結合後の名称：当社の連結子会社である㈱ミヤガワ東京を事業取得企業としております。

2. 事業譲受の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

当事者間の合意により非開示とさせていただきます。

3. 主要な取得関連費用の内容及び金額

該当事項はありません。

4. 発生したのれんの金額、発生要因、償却の方法及び償却期間

該当事項はありません。

5. 企業結合により受け入れた資産及び引き受けた負債

流動資産：4,445千円、固定資産：45,054千円、資産合計：49,500千円

流動負債：4,500千円、固定負債：一千円、負債合計：4,500千円

6. 企業結合が連結会計年度の開始の日に完了したと仮定した場合の当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響の概算額及びその算定方法

当連結会計年度の連結損益計算書に及ぼす影響額が軽微であるため、記載を省略しております。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	3,608千円	186千円
賞与引当金	3,561	2,551
税務上の繰越欠損金（注2）	41,556	28,651
その他	8,032	6,576
繰延税金資産小計	56,758	37,966
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額（注2）	△38,494	△19,352
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△6,824	△5,444
評価性引当額（注1）	△45,319	△24,797
繰延税金資産合計	11,439	13,169
繰延税金負債		
その他	△1,283	△1,803
繰延税金負債合計	△1,283	△1,803
繰延税金資産（負債）純額	10,155	11,366

(注1) 評価性引当額が20,521千円減少しております。主な減少要因は子会社株CFノベルストーンにおける繰越欠損金に係る評価性引当額の減少17,502千円等です。

(注2) 税務上の繰越欠損金（法定実効税率を乗じた金額）及びその繰延税金資産の繰越期限別金額は次の通りです。

前連結会計年度（2019年8月31日） (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	—	—	—	—	2,398	39,157	41,556
評価性引当額	—	—	—	—	△2,398	△36,096	△38,494
繰延税金資産	—	—	—	—	—	3,061	3,061

当連結会計年度（2020年8月31日） (単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰越欠損金	—	—	—	—	—	28,651	28,651
評価性引当額	—	—	—	—	—	△19,352	△19,352
繰延税金資産	—	—	—	—	—	9,298	9,298

(注3) 当該税務上の繰越欠損金にかかる繰延税金資産については、将来の課税所得の見込み等により回収可能と判断して計上しております。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
法定実効税率	34.3%	34.3%
(調整)		
住民税均等割	2.4%	1.6%
受取配当金の益金不算入	△14.6%	△17.7%
適格現物分配益金不算入	△5.4%	△8.7%
評価性引当額の増減	△6.4%	△19.5%
のれん償却額	18.6%	21.2%
株式取得関連費用	-%	7.1%
過年度損益修正	29.2%	-%
その他	△2.3%	△4.1%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	55.8%	14.2%

(資産除去債務関係)

当社グループは、事務所等の不動産賃貸借契約に基づき、退去時における原状回復に係る債務等を有しておりますが、当該債務に関連する賃借期間が明確でなく、現時点において退去等も予定されていないことから資産除去債務を合理的に見積ることができず、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

(1) 報告セグメントの概要

当社グループの報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が 経営資源の配分の決定及び、業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。当社グループは、事業ごとに包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。

当社グループは「タイル・石材加工販売事業」、「タイル・石材建築工事事業」、「建材卸売事業」及び「電気通信工事事業」の4つを報告セグメントとしております。

セグメント区分	主要業務
タイル・石材加工販売事業	タイル・石材を中心とした内装・外装材製品の加工・販売
タイル・石材建築工事事業	タイル・石材を中心とした建築工事・施工
建材卸売事業	エクステリア関連商材の輸入仕入販売等
電気通信工事事業	電気工事・情報通信工事の請負、企画、設計、監理

(2) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と概ね同一であります。報告セグメントの損益は、営業損益の数値であります。

セグメント間の内部収益及び振替高は市場価格等に基づいております。

(3) 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報

前連結会計年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント					その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結 財務諸表 計上額 (注3)
	タイル・ 石材加工 販売事業	タイル・ 石材建築 工事事業	建材卸売 事業	電気通信工 事事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	577,583	311,655	217,533	1,069,043	2,175,815	5,000	2,180,815	—	2,180,815
セグメント間の内部売上高 又は振替高	25,446	—	48,087	—	73,534	—	73,534	△73,534	—
計	603,029	311,655	265,621	1,069,043	2,249,349	5,000	2,254,349	△73,534	2,180,815
セグメント利益又は損失(△)	16,842	1,519	△4,444	21,362	35,279	—	35,279	△9,245	26,034
セグメント資産	367,230	591,663	158,298	737,867	1,855,059	684,169	2,539,228	△1,001,017	1,538,211
セグメント負債	324,661	311,429	260,167	354,417	1,250,676	496,084	1,746,760	△365,971	1,380,789
その他の項目									
減価償却額	21,554	2,472	416	18,631	43,074	301	43,376	—	43,376

(注1) その他の区分は、主に全社費用であり、全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。

(注2) 調整額の内容は、セグメント間取引消去高です。

(注3) セグメント利益又は損失(△)は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っています。

当連結会計年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント					その他 (注1)	合計	調整額 (注2)	連結 財務諸表 計上額 (注3)
	タイル・ 石材加工 販売事業	タイル・ 石材建築 工事事業	建材卸売 事業	電気通信工 事事業	計				
売上高									
外部顧客への売上高	577,864	673,201	366,741	1,301,451	2,919,258	34,380	2,953,639	—	2,953,639
セグメント間の内部売上高 又は振替高	44,358	—	41,008	—	85,366	11,614	96,981	△96,981	—
計	622,223	673,201	407,749	1,301,451	3,004,625	45,995	3,050,620	△96,981	2,953,639
セグメント利益	5,214	37,151	11,600	21,086	75,052	13,367	88,419	△39,426	48,993
セグメント資産	399,272	794,318	178,762	939,548	2,311,900	1,199,741	3,511,642	△1,354,616	2,157,025
セグメント負債	346,997	690,337	228,825	378,252	1,644,412	983,058	2,627,470	△708,401	1,919,069
その他の項目									
減価償却額	24,328	5,877	1,211	21,140	52,557	6,299	58,857	—	58,857

(注1) その他の区分は、主に建築写真撮影業及び全社費用であり、全社費用は主に報告セグメントに帰属しない一般管理費です。

(注2) 調整額の内容は、セグメント間取引消去高です。

(注3) セグメント利益又は損失(△)は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っています。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	タイル・石材加工販売事業	タイル・石材建築工事事業	建材卸売事業	電気通信工事業	その他	合計
外部顧客への売上高	577, 583	311, 655	217, 533	1, 069, 043	5, 000	2, 180, 815

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

顧客の名称又は氏名	売上高（千円）	関連するセグメント名
(株)シーテック	339, 393	電気通信工事業
(株)アベルコ	196, 408	タイル・石材加工販売事業、建材卸売事業

当連結会計年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

(単位：千円)

	タイル・石材加工販売事業	タイル・石材建築工事事業	建材卸売事業	電気通信工事業	その他	合計
外部顧客への売上高	577, 864	673, 201	366, 741	1, 301, 451	34, 380	2, 953, 639

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が連結損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が連結貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

該当事項はありません。

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

(単位：千円)

	タイル・石材 加工販売事業	タイル・石材 建築工事事業	建材卸売事業	電気通信工事 事業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	—	9,553	—	—	—	—	9,553
当期末残高	—	181,513	—	—	—	—	181,513

当連結会計年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

(単位：千円)

	タイル・石材 加工販売事業	タイル・石材 建築工事事業	建材卸売事業	電気通信工事 事業	その他	全社・消去	合計
当期償却額	—	20,784	—	—	3,629	—	24,413
当期末残高	—	177,504	—	—	39,924	—	217,429

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

1. 関連当事者との取引

前連結会計年度（自 2018年9月1日 至 2019年8月31日）

該当事項はありません。

当連結会計年度（自 2019年9月1日 至 2020年8月31日）

該当事項はありません。

(1 株当たり情報)

項目	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
1 株当たり純資産額	590円97銭	899円88銭
1 株当たり当期純利益	86円05銭	318円61銭

(注1) 潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

(注2) 1 株当たり純資産額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	前連結会計年度 (2019年8月31日)	当連結会計年度 (2020年8月31日)
純資産の部の合計額 (千円)	157,422	237,956
純資産の部の合計額から控除する金額 (千円)	3,357	3,357
(うち新株予約権) (千円)	(937)	(937)
(うち非支配株主持分) (千円)	(2,420)	(2,420)
普通株式に係る期末の純資産額 (千円)	154,064	234,598
1 株当たり純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数 (株)	260,700	260,700

(注3) 1 株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

項目	前連結会計年度 (自 2018年9月1日 至 2019年8月31日)	当連結会計年度 (自 2019年9月1日 至 2020年8月31日)
親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	22,432	83,061
普通株主に帰属しない金額 (千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益 (千円)	22,432	83,061
普通株式の期中平均株式数 (株)	260,700	260,700
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益の算定に含めなかつた潜在株式の概要	該当事項はありません。	該当事項はありません。

**(重要な後発事象)**

**(第三者割当による新株発行)**

当社は、2020年11月26日開催の定時株主総会において、第三者割当による新株式の発行を決議いたしました。

- (1) 払込期日 : 2021年1月29日
- (2) 募集株式の数 : 34,000株以下
- (3) 払込金額 : 1株につき2,900円以上
- (4) 払込価格の総額 : 98,600,000円（募集株式数上限、払込金額下限の場合）
- (5) 資本組入額 : 1株につき1,450円（募集株式数上限、払込金額下限の場合）
- (6) 資本組入額の総額 : 49,300,000円（募集株式数上限、払込金額下限の場合）
- (7) 増加する資本準備金 : 49,300,000円（募集株式数上限、払込金額下限の場合）
- (8) 募集又は割当方法 : 第三者割当の方法による。具体的な金額及び割当先は取締役会において決定する。
- (9) 資金の使途 : 各グループ会社の運転資金及びM&Aによる企業投資資金

⑤【連結附属明細表】

【社債明細表】

会社名	銘柄	発行年月日	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	利率 (%)	担保	償還期限
(株)ひかりホーリデイングス	第1回 無担保社債	2020年2月25日	—	46,500 (7,000)	0.1	無担保 社債	2027年2月25日
合計	—	—	—	46,500 (7,000)	—	—	—

(注1) 当期末残高欄の( )書は、1年内に償還が予定されている額であります。

(注2) 連結決算日後5年内における1年ごとの償還予定額は以下の通りであります。

1年以内 (千円)	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
7,000	7,000	7,000	7,000	7,000

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	130,000	160,000	1.2	—
1年以内に返済予定の長期借入金	147,489	150,174	1.3	—
1年以内に返済予定のリース債務	17,841	25,127	3.4	—
長期借入金 (1年以内に返済予定のものを除く。)	419,258	463,791	1.2	2021年～2029年
リース債務 (1年以内に返済予定のものを除く。)	83,745	114,008	2.9	2021年～2028年
その他の有利子負債 1年以内に返済予定の長期未払金 長期未払金(1年以内に返済予定の ものを除く。)	8,613 31,476	7,975 30,259	2.3 2.6	— 2021年～2028年
合計	838,424	951,337	—	—

(注1) 平均利率については、期末借入金残高、リース債務残高及び期末長期未払金残高に対する加重平均利率を記載しております。

(注2) 長期借入金、リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)及び長期未払金(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下の通りであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	130,537	113,262	87,267	56,272
リース債務	24,234	23,206	21,407	23,032
長期未払金	7,746	8,543	5,689	5,294

【資産除去債務明細表】

該当事項はありません。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

## 第7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

## 第8【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年9月1日から翌年8月31日まで
定時株主総会	毎事業年度末日の翌日から3か月以内
基準日	毎年8月31日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年8月31日 毎年2月末日
1単元の株式数	100株
株式の名義書換え	<p>取扱場所 愛知県名古屋市中区栄3丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 名古屋証券代行営業部</p> <p>株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社</p> <p>取次所 三井住友信託銀行株式会社 全国本支店</p> <p>名義書換手数料 無料</p> <p>新券交付手数料 該当事項はありません。</p>
単元未満株式の買取り	<p>取扱場所 愛知県名古屋市中区栄3丁目15番33号 三井住友信託銀行株式会社 名古屋証券代行営業部</p> <p>株主名簿管理人 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社</p> <p>取次所 三井住友信託銀行株式会社 全国本支店</p> <p>買取手数料 無料</p>
公告掲載方法	電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL <a href="https://h-holdings.jp/">https://h-holdings.jp/</a>
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利行使することができない旨を定款に定めています。

会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求する権利

## **第二部【特別情報】**

### **第1【外部専門家の同意】**

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書

2020年11月26日

株式会社ひかりホールディングス

取締役会 御中

監査法人 コスマス

愛知県名古屋市

代表社員 公認会計士 新開 智之 印  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 小室 豊和 印

業務執行社員 公認会計士 犬飼 宗次 印

### 監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第128条第3項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ひかりホールディングスの2019年9月1日から2020年8月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ひかりホールディングス及び連結子会社の2020年8月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家と

しての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注)上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（発行者情報提出会社）が別途保管しております。